

袖ヶ浦市

国指定史跡 山野貝塚 保存活用計画書

袖ヶ浦市
国指定史跡
山野貝塚
保存活用計画書

2020年3月
袖ヶ浦市教育委員会



2020年3月
袖ヶ浦市教育委員会

袖ヶ浦市

国指定史跡 さんやかいづか 山野貝塚
保存活用計画書

2020年3月

袖ヶ浦市教育委員会

序 文

袖ヶ浦市は、東京湾東岸のほぼ中央部に位置し、南部には小櫃川によって形成された肥沃な田園地帯、北部には下総台地の南端にあたる台地が広がっています。近年、東京湾アクアラインや東関東自動車道などの広域幹線道路等の交通網の整備による利便性の向上から、北部・沿岸部は袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業をはじめとする開発が進み、人、物が集まる場所として、更なる発展を見込んでいます。

このような交通の利便性による本市の発展は現在に始まったことではなく、市内に数多く所在する遺跡は、古くよりこの土地が人々の居住に適した恵まれた立地・自然環境であり、交通の要衝として発展してきたことを物語っています。

山野貝塚は、縄文時代の貝塚が日本で最も多く所在する東京湾東岸において、現存する大型貝塚としては最南部に所在する貝塚と位置付けられます。また、地理的特徴を反映した貝塚であること、この地域の拠点となるムラの跡であったこと、さらに遺跡が非常によく残っていることから、東京湾東岸の貝塚を考える上で欠くことができない重要な遺跡として、2017（平成29）年10月13日に国史跡に指定されました。

指定後、本市ではシンポジウム、現地説明会及び講座等により、山野貝塚の周知を進めてまいりましたが、この度、今後の山野貝塚の取扱方針を定めた「袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画」を策定し、計画書として刊行する運びとなりました。

今後は本計画に基づき、山野貝塚を確実に保存するとともに、周辺の文化財等との一体化した整備・活用、さらに市民の皆様との協働による運営体制の推進を図り、山野貝塚を後世へ継承してまいります。

最後になりましたが、本計画策定にご指導を頂きました、袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画策定委員会委員の皆様、文化庁及び千葉県教育委員会に厚く御礼申し上げます。

2020年3月

袖ヶ浦市教育委員会
教育長 御園 朋夫

例 言

- 1 本書は、袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画書である。
- 2 本計画の策定は、2018（平成30）年度・2019（令和元）年度に袖ヶ浦市教育委員会が行った。
- 3 本計画で使用した史跡の位置図は、国土地理院刊行の「2万5千分1地形図 奈良輪・姉崎・木更津・上総横田」を加工・編集して使用した。
また、第18図は、国土地理院が1979（昭和54）年に撮影した航空写真を編集して使用した。
- 4 表紙の写真は、袖ヶ浦市郷土博物館付近から山野貝塚を望む空中撮影写真である。遺跡等の位置関係は下図のとおりである。
- 5 本計画の策定にあたり、国指定史跡山野貝塚の地権者、袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画策定委員会の委員、文化庁文化財第二課、千葉県教育庁教育振興部文化財課をはじめ、多くの方々にご指導、ご協力を賜った。記して謝意を表したい。



表紙写真の位置関係

目 次

第1章 計画策定の沿革と目的・・・1	(1) 本質的価値を構成する要素・・・42
第1節 計画策定の沿革・・・1	(2) 価値を有する要素・・・42
第2節 計画の目的・・・1	(3) 保存活用に資する要素・・・42
1. 現状と課題・・・1	(4) その他の要素・・・42
(1) 保存に関する現状と課題・・・2	2. 史跡指定地内の構成要素及び それらの概要・・・42
(2) 活用に関する現状と課題・・・2	3. 史跡指定地外の構成要素及び それらの概要・・・42
2. 保存活用計画の目的・・・2	
第3節 計画の範囲・・・2	
第4節 委員会の設置・経緯・・・2	
第5節 他の計画との関係・・・4	
第6節 計画の実施・・・6	
	第4章 大綱・基本方針・・・49
	第5章 保存（保存管理）・・・50
第2章 史跡等の概要・・・7	第1節 現状・課題・・・50
第1節 指定に至る経緯・・・7	1. 現状・・・50
第2節 指定の状況・・・8	2. 課題・・・50
1. 指定告示・・・8	第2節 方向性・・・50
2. 指定説明文とその範囲・・・8	第3節 方法・・・53
3. 指定地の状況・・・10	1. 地区区分ごとの具体的な保存（保 存管理）の手法・・・53
(1) 現況・・・10	2. 現状変更及び保存に影響を及ぼす 行為の取扱方針及び取扱基準・・・53
(2) 土地所有・・・10	3. 史跡等指定地外の保存管理に資す る要素の保存・管理の具体的手法 53
4. 指定に至る調査成果・・・19	4. 追加指定・・・53
(1) 自然調査の成果・・・19	5. 公有地化・・・53
(2) 歴史的調査の成果・・・23	6. 計画期間ごとの施策の内容・・・54
(3) 社会的調査の成果・・・26	(1) 前期計画・・・54
第3節 史跡の概要・・・29	(2) 後期計画・・・54
1. 史跡の概要・・・29	
2. これまでの発掘調査・・・31	第6章 活用・・・57
3. 発掘調査の成果・・・34	第1節 現状・課題・・・57
(1) 遺跡の広がりと形成・・・34	1. 現状・・・57
(2) 出土遺物の特徴・・・34	2. 課題・・・58
(3) 動物資源の獲得と利用・・・37	第2節 方向性・・・58
(4) 東京湾東岸における山野貝塚の 位置付け・・・40	第3節 方法・・・58
	1. 教育面での活用・・・58
第3章 史跡等の本質的価値・・・41	(1) 学校教育における活用・・・58
第1節 史跡等の本質的価値の明示・・・41	(2) 生涯学習における活用・・・58
第2節 構成要素の特定・・・41	
1. 構成要素の区分・・・41	

2. 地域におけるまちづくり、観光資源としての活用	59	(1) 文化財行政の充実	64
3. 活用案の具体例	59	(2) 国・県からの指導・助言及び他市町村との情報交換の充実	64
4. 計画期間ごとの施策の内容	60	(3) 庁内連携の強化	64
(1) 前期計画	60	(4) 市民等と協働による管理運営体制の整備	64
(2) 後期計画	60	2. 計画期間ごとの施策の内容	65
第7章 整備	61	(1) 前期計画	65
第1節 現状・課題	61	(2) 後期計画	65
1. 現状	61	第9章 施策の実施計画と経過観察	66
2. 課題	61	第1節 計画期間ごとの実施すべき施策	66
第2節 方向性	61	1. 前期計画	66
第3節 方法	61	2. 後期計画	66
1. 史跡を保存するための整備	61	第2節 経過観察	66
2. 史跡を活用するための整備	62	1. 点検・検証すべき内容	66
3. 計画期間ごとの施策の内容	63	2. 点検・検証結果の反映	66
(1) 前期計画	63	引用・参考文献	68
(2) 後期計画	63	資料編	
第8章 運営体制の整備	64	1. 用語集	71
第1節 現状・課題	64	2. 袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画策定委員会設置要綱	73
1. 現状	64	3. 関係法令	74
2. 課題	64		
第2節 方向性	64		
第3節 方法	64		
1. 運営体制の整備	64		

挿 図 目 次

<p>第 1 図 山野貝塚位置図・・・1</p> <p>第 2 図 本計画の範囲図・・・3</p> <p>第 3 図 本計画と他計画との関係図・6</p> <p>第 4 図 山野貝塚史跡指定範囲・・・12</p> <p>第 5 図 山野貝塚史跡指定範囲土地利用 図・・・12</p> <p>第 6 図 史跡の現況①・・・13</p> <p>第 7 図 史跡の現況②・・・14</p> <p>第 8 図 史跡の現況③・・・15</p> <p>第 9 図 史跡の現況④・・・16</p> <p>第 10 図 史跡の現況⑤・・・17</p> <p>第 11 図 史跡現況写真撮影方向・・・18</p> <p>第 12 図 東京湾岸における縄文時代後・ 晩期の遺跡分布図・・・19</p> <p>第 13 図 袖ヶ浦市の地形区分・・・20</p> <p>第 14 図 袖ヶ浦市小櫃川下流域の古地 理の変遷図・・・21</p> <p>第 15 図 年表・・・22</p> <p>第 16 図 袖ヶ浦市内（一部木更津市） の主な遺跡の分布図・・・23</p> <p>第 17 図 縄文時代後期における小櫃川 下流域の推定海岸線と遺跡分布図 ・・・24</p> <p>第 18 図 山野貝塚航空写真・・・30</p> <p>第 19 図 山野貝塚全体図・・・30</p> <p>第 20 図 第 1 次調査調査風景・・・32</p>	<p>第 21 図 第 2 次調査調査風景・・・32</p> <p>第 22 図 第 7 次調査貝層断面剥ぎ取り 状況・・・33</p> <p>第 23 図 山野貝塚時期別変遷図・・・35</p> <p>第 24 図 山野貝塚から発見された遺構 ・・・35</p> <p>第 25 図 山野貝塚から発見された遺物 ・・・36</p> <p>第 26 図 山野貝塚にもたらされたモノ の動き・・・37</p> <p>第 27 図 山野貝塚出土の主要貝類・・・38</p> <p>第 28 図 山野貝塚出土の魚の骨・・・38</p> <p>第 29 図 山野貝塚出土のイノシシ・シ カの骨・・・39</p> <p>第 30 図 山野貝塚出土の海生哺乳類の 骨・・・39</p> <p>第 31 図 東京湾東岸に所在する貝塚か ら発見される主な魚の種類・・・40</p> <p>第 32 図 史跡指定地内の構成要素・・・46</p> <p>第 33 図 史跡指定地外の構成要素 （盤洲干潟と主要交通経路）・・・46</p> <p>第 34 図 史跡指定地外の構成要素 （周辺文化財、施設等）・・・47</p> <p>第 35 図 山野貝塚地区区分図・・・52</p> <p>第 36 図 計画ごとの整備区分図・・・63</p>
---	--

表 目 次

<p>表 1 これまでの山野貝塚の調査等一覧 ・・・7</p> <p>表 2 山野貝塚史跡指定地一覧・・・11</p> <p>表 3 史跡指定地内の構成要素・・・43</p> <p>表 4 史跡指定地外の構成要素・・・44</p> <p>表 5 現状変更許可区分・・・54</p>	<p>表 6 地区区分ごとの現状変更取扱基 準・・・55</p> <p>表 7 これまでの活用事例・・・57</p> <p>表 8 山野貝塚を現代に活かす関係表 59</p> <p>表 9 活用案の具体例・・・60</p> <p>表 10 山野貝塚保存活用の実施計画・・・67</p>
--	--

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

山野貝塚は、袖ヶ浦市飯富いいとみに所在する、縄文時代後期～晩期（今から約4,500～2,500年前）にかけて営まれた貝塚を伴う集落跡です。

縄文時代を特徴づける貝塚は、全国に約2,400箇所あると言われており、千葉県にはその3割近くにあたる約700箇所と、全国で最も多くの貝塚が所在しています。特に、房総半島の西岸にあたる東京湾東岸に密に分布し、山野貝塚が営まれた縄文時代後期には、現在の野田市から木更津市にかけて連綿と貝塚が分布しています。

山野貝塚は、この貝塚密集地帯において、現存する大型貝塚の中では最も南側に位置していることになり、さらに東京湾東岸のほぼ中央部に位置するという地理的環境を反映する貝塚として、東京湾東岸の貝塚群を考えていくうえで重要な遺跡です。さらに、縄文時代以降、大きな土地の改変を受けていないことから、縄文時代の景色を色濃く残す遺跡としても重要です。

このような重要性が評価され、山野貝塚は、2017（平成29）年10月13日に国史跡に指定され、2019（平成31）年2月26日に未指定範囲の一部が追加指定されたことから、今後、山野貝塚の価値を保存し、後世に確実に継承するとともに、その価値を広く伝えるために活用していく必要があります。

そのため、2018（平成30）年度に有識者や地元住民による「袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画策定委員会」を設置し、国史跡山野貝塚の保存・活用の基本方針を定める「保存活用計画」を策定することとしました。

なお、2019（平成31）年4月1日に施行された改正文化財保護法において、文化財の保存活用計画が法律上に位置付けられ、その作成がより推進されるようになりました。

第2節 計画の目的

1. 現状と課題

山野貝塚は史跡に指定されましたが、その保存と活用については、以下のような課題があります。



第1図 山野貝塚位置図

（国土地理院発行25,000分の1地形図
奈良輪・姉崎・木更津・上総横田を合成し加筆）

(1) 保存に関する現状と課題

- 山野貝塚の保護すべき範囲の約3割が史跡指定されていません。
- 経年的な耕作等により、史跡を特徴づける貝層を含めた遺跡全体が徐々に破壊されています。
- 史跡指定地及び史跡周辺を保存するための現状変更の取扱いが明確化されていません。

(2) 活用に関する現状と課題

- 史跡指定から間もないこともあり、史跡の周知が不足しています。
- 史跡の周知や史跡の魅力を活かした教育及び観光等の素材としていくために、史跡及び史跡周辺を含めた整備や活用の方向性を明確化する必要があります。

2. 保存活用計画の目的

上記の課題を解決するために、具体的に以下の点についての方針を定めるために計画を策定します。

- 史跡の本質的価値を明確にし、史跡やその周辺の現状に即した現状変更の取扱基準及び追加指定、公有地化の方向性を定め、史跡を確実に保存します。
- 史跡の重要性や保護する意義を市民に周知するために、史跡自体及びその周辺を含めた活用を図ります。
- 史跡の保存と活用が適切に図られるための整備を実施します。
- 史跡の保存、活用、整備を実施するための体制を確立します。
- 史跡の目指すべき将来像を示し、その達成のための短期、長期の計画とともにその点検方法を定め、将来にわたり史跡の適切な保存、活用、整備を図ります。

第3節 計画の範囲

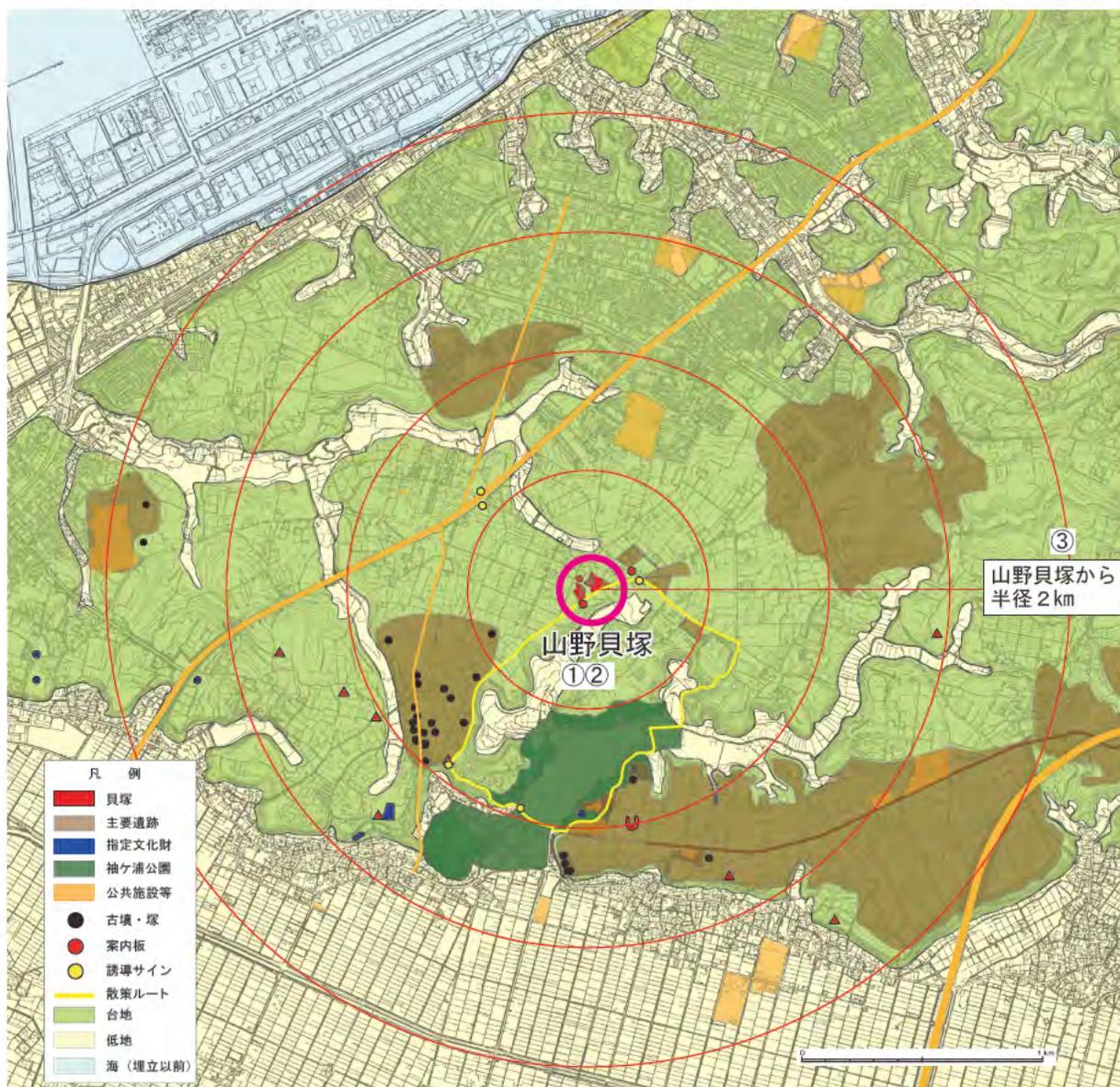
山野貝塚は東京湾東岸のほぼ中央部に位置するという地理的環境を反映する遺跡であることが大きな特徴です。また、山野貝塚周辺は、袖ヶ浦市郷土博物館をはじめとする社会教育施設や数多くの文化財が所在し、本市の歴史・文化を語る上で重要な地域でもあります。

そこで、本計画では、東京湾対岸を含めた東京湾沿岸に数多く分布する縄文時代の貝塚との連携した活用を念頭に置きつつ、史跡山野貝塚のみならず、山野貝塚の周辺環境を含めた範囲を取扱うこととします(第2図)。具体的には以下のとおりとします(数字は第2図中の数字と対応します)。

- ①史跡山野貝塚(史跡指定範囲+保護すべき範囲:第4図参照)
- ②遺跡としての山野貝塚(①に隣接する周知の埋蔵文化財包蔵地:第4図参照)
- ③山野貝塚周辺に所在する文化財や文化施設等(概ね山野貝塚から半径2kmの範囲)

第4節 委員会の設置・経緯

本計画の策定においては、「袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画策定委員会設置要綱」(P73参照)により、袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画策定



第2図 本計画の範囲図

(袖ヶ浦市発行 2,500分の1地形図 No.7～9・12～14・17～19・24～26を合成し加筆)

委員会（以下、保存活用計画策定委員会とする）を設置しました。

保存活用計画策定委員会は、学識経験者、本市文化財審議会委員及び地元住民代表により構成され、文化庁文化財第二課並びに千葉県教育庁教育振興部文化財課の指導、助言を受けました。また、生涯学習課が事務局を担当しました。

○委員等の構成（敬称略）

	氏名	所属等	分野
委員長	岡本 東三	千葉大学名誉教授	考古学
副委員長	山田 常雄	袖ヶ浦市文化財審議会会長	考古学
委員	赤坂 信	千葉大学名誉教授	造園学
委員	阿部 貴弘	日本大学教授	まちづくり
委員	加藤 文男	株式会社ちば南房総	観光
委員	菊池 博	橘区代表	地元
委員	笹生 衛	國學院大學教授	考古学
委員	篠原美智代	袖ヶ浦市郷土博物館協議会	活用
委員	中山 貴司	飯富区代表	地元
委員	百原 新	千葉大学大学院教授	植物学

○指導・助言機関（敬称略）

	氏名	所属
オブザーバー	野木 雄大	文化庁文化財第二課 文部科学技官
オブザーバー	吉野 健一（平成30年度）	千葉県教育庁教育振興部文化財課 主任上席文化財主事
オブザーバー	速水 成美（令和元年度）	千葉県教育庁教育振興部文化財課 文化財主事

○事務局

袖ヶ浦市教育委員会

教育長	御園 朋夫	教育部長	石井 俊一
生涯学習課 課長	小阪 潤一郎	副課長	稲葉 理恵
主査	田中 大介	副主査	簗島 正広
副主査	光江 章（令和元年度）	副主査	大河原 務
学芸員	鎌田 望里	学芸員	助川 諒（令和元年度）
郷土博物館 副館長	西原 崇浩	主幹	桐村 久美子

○袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画策定委員会開催概要

回数	日時	開催場所	内容
第1回	2018（平成30）年 11月27日（火） 午後3時00分～	袖ヶ浦市役所	・委員委嘱 ・今後のスケジュールについて ・計画策定の沿革と目的について ・史跡の概要について
第2回	2019（平成31）年 3月1日（金） 午後1時30分～	袖ヶ浦市 郷土博物館	・史跡現地視察 ・史跡の本質的価値について ・現状と課題について
第3回	2019（令和元）年 5月20日（月） 午後1時45分～	袖ヶ浦市 郷土博物館	・第1回、2回の振り返りについて ・史跡の保存管理について ・史跡の活用について
第4回	2019（令和元）年 7月16日（火） 午後1時30分～	袖ヶ浦市役所	・第3回の振り返りについて ・史跡の整備について ・史跡の運営体制について
第5回	2019（令和元）年 10月3日（木） 午後2時00分～	袖ヶ浦市役所	・第4回の振り返りについて ・施策の実施計画と経過観察について ・大綱・基本方針について
第6回	2019（令和元）年 12月2日（月） 午後3時00分～	袖ヶ浦市役所	・計画書案全体確認

第5節 他の計画との関係

袖ヶ浦市では、本市が目指すべき将来像を明らかにするとともに、その実現のための方針を示す、本市のまちづくりにおける最上位計画として「袖ヶ浦市総合計画」を策定しています。

これまで2010（平成22）年から目標年次を2019（平成31）年度とする基本構想を策定し、将来都市像「～自立と協働のまち～人いきいき、緑さわやか、活力あふれる袖ヶ浦」の実現を目指したまちづくりを進めてきました。この基本構想を実現するため、教育分野の基本計画を「豊かな人間性を育む文化の薫るまちづくり」として、学校教育や社会教育、生涯学習にかかる施策の方向性や目標を示しており、

文化・芸術分野の施策の方向性は、「文化・芸術活動の推進」、「郷土の歴史と文化の保存・継承」としました。

さらに、この基本計画に定める施策を実現するための実施計画において、各事業が展開されており、山野貝塚に関わる事業は、「山野貝塚保存活用事業」と位置付けられ、事業を実施しました。

なお、2020（令和2）年度を初年度とする新たな総合計画の下でまちづくりを進めていくところですが、新たな総合計画でも、山野貝塚保存活用事業として、山野貝塚の保存と活用を推進します。

一方、袖ヶ浦市教育委員会では、総合計画の分野別計画に位置付けられる「第二期教育ビジョン」を2011（平成23）年3月に策定しました。本教育ビジョンは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項」の規定に基づく当該地方公共団体の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」としても位置付けられ、2020年度までの本市の教育の目指すべき姿を示したもので、「明日を拓く 心豊かな たくましい 人づくり」を基本目標とし、教育の振興を図っています。現在、後半5年間の後期計画期間であり、「地域」「子ども」「市民」という3つの柱に重点をおき、施策の方向性を示しています。文化・芸術分野は「市民」の施策の中で「郷土の歴史と文化の保存・継承に努めます」という方向性を示しており、山野貝塚の現状保存と公開へ向けた取り組みを実施することとしています。

市の総合計画に掲げる将来像を都市計画の視点から実現するための「袖ヶ浦市都市計画マスタープラン」では、山野貝塚は「緑・レクリエーション拠点」の1つとして位置づけられています。緑・レクリエーション拠点は、河川などの水辺空間や遊歩道、歩道や農道等を活用・整備しながら、緑・レクリエーション拠点間を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図るとともに、市民の身近なレクリエーションや健康づくりの場及び交流人口拡大のための活用を図るとされています。特に山野貝塚が所在する根形地域^{ねがた}においては、袖ヶ浦公園や農畜産物直売所「ゆりの里」などの集客施設と山野貝塚や飽富神社^{あきとみ}などの地域資源との回遊性や連携強化により、緑・レクリエーション拠点としての魅力向上を図るとされています。

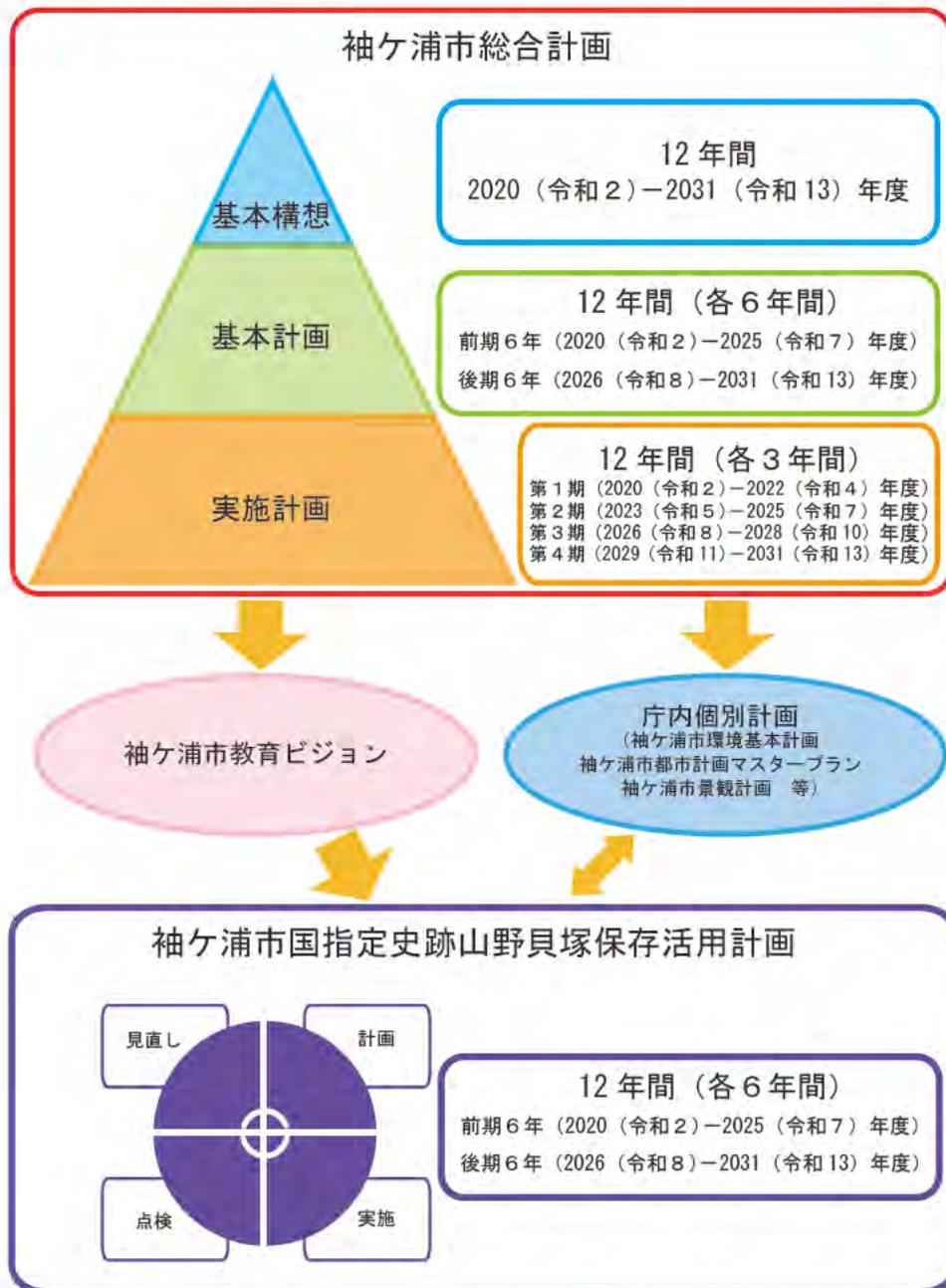
良好な景観形成を推進し、景観法に基づく景観まちづくりを行うために策定された「袖ヶ浦市景観計画」では、基本理念を『光と風を未来につなぐまち 袖ヶ浦』とし、袖ヶ浦の貴重な景観を子どもたちに受け継ぐまちづくりを進めることとしています。基本方針では「歴史・自然により形成された景観の保全」、「景観まちづくりの学習」などが挙げられ、歴史を守り、次世代へ伝えていくこととしています。なお、山野貝塚所在地は畑地・集落エリアとして区分され、山野貝塚は歴史・文化的景観拠点として位置付けられています。

本計画は、袖ヶ浦市総合計画並びに袖ヶ浦市教育ビジョンに即すとともに、各関連諸計画との整合性を図り策定を行います。また、その後の保存、活用及び整備にあたっては、関連部署との連携を図り取り組みを進めることとします（第3図）。

第 6 節 計画の実施

本計画は、史跡山野貝塚を適切に保存し、活用するための基本方針です。本計画の実施期間は、2020（令和 2）年度から 12 箇年とします。また、実施期間を前期（2020（令和 2）～ 2025（令和 7）年度）と後期（2026（令和 8）～ 2031（令和 13）年度）に区分し実施します。

本計画に基づく取組は、計画策定後、国、県の指導、助言を受け、所有者、市民、関係機関等の協力を得て実施します。



第 3 図 本計画と他計画との関係図

第2章 史跡等の概要

第1節 指定に至る経緯

1920（大正9）年に、山野貝塚が所在する飯富地区に貝塚が存在することが初めて公にされ、その後、戦前、戦後しばらくの期間、小規模な発掘調査が実施されてきました。また、戦後しばらくの間は「飯富貝塚」と呼ばれ、その所在地についても現在の山野貝塚と異なる場所が示されていることもありました。近年、山野貝塚周辺で貝塚の存在を発見したことから、山野貝塚と飯富貝塚がそれぞれ存在し、当初はその名称と所在地が混乱していたと考えられます。

その後、1973（昭和48）年に、送変電線鉄塔建設に伴い、山野貝塚において初めての本格的な発掘調査が実施されました（第1次調査）。調査面積が約500㎡と限られた範囲でしたが、山野貝塚で唯一実施された貝層の本調査で、山野貝塚の重要性を示す貴重な資料が得られました。

1992（平成4）年には、（財）千葉県文化財センター（当時）により、山野貝塚の確認調査が実施されました（第2次調査）。この調査では、貝層全体のボーリング調査とトレンチ調査により、山野貝塚の全体像を把握することができました。

この2回の発掘調査により、山野貝塚の重要性が明らかとなり、2000（平成12）年に袖ケ浦市が袖ケ浦市の文化財として指定し、さらに2009（平成21）年に、千葉県が千葉県の史跡に指定し、遺跡の保護が図られてきました。そのような中で、千葉県は東京湾東岸に所在する貝塚群を世界遺産暫定候補リストに掲載しようとする事業を進め、山野貝塚もその候補の1つとして挙げられました。この動きは進展しませんでしたでしたが、これをきっかけに、袖ケ浦市教育委員会は、山野貝塚を国史跡の指定を受け、恒久的に保存する方向性を示しました。

その後、文化庁と千葉県教育委員会

表1 これまでの山野貝塚の調査等一覧

年月日	事項
1920（大正9）年頃	横山将三郎踏査
1938（昭和13）年7月	酒詰仲男発掘
1950（昭和25）年頃	マッコード発掘（2.25㎡）
1963（昭和38）年11月25日	大黒毅三遺物採集
1964（昭和39）年2月6日	遠藤万里（東京大学）発掘調査（約4㎡）
1973（昭和48）年5月21日～7月9日	第1次調査（調査対象面積約500㎡）
1992（平成4）年10月1日～31日	第2次調査（約200㎡）
2000（平成12）年6月28日	袖ケ浦市指定文化財指定
2007（平成19）年9月18日	世界遺産暫定一覧表記載資産候補の提出について（公的に「国指定史跡」について言及）
2008（平成20）年4月	袖ケ浦市指定文化財追加指定
2009（平成21）年1月28日	袖ケ浦市指定文化財追加指定
2009（平成21）年3月17日	千葉県指定文化財指定
2009（平成21）年8月6日	文化庁調査官による現地視察
2012（平成24）年1月	詳細地形測量
2012（平成24）年1月18日～30日	第3次調査（95.4/6,673㎡）
2012（平成24）年7月17日～30日	第4次調査（30/1,685㎡）
2013（平成25）年1月28日～2月8日	第5次調査（18.7/179㎡）
2013（平成25）年4月9日	南部貝層現地確認
2013（平成25）年12月12日	文化庁調査官による現地視察
2014（平成26）年2月10日～21日	第6次調査（36/1,666㎡）
2014（平成26）年12月15日～25日	第7次調査（14/1,553㎡）
2016（平成28）年3月25日	『山野貝塚総括報告書』刊行
2016（平成28）年5月11日	文化庁調査官による現地視察 史跡として保護する範囲確定
2016（平成28）年10月29日	山野貝塚地権者説明会
2017（平成29）年1月10日	国史跡指定意見具申書提出
2017（平成29）年6月16日	国の文化審議会による山野貝塚国史跡指定答申
2017（平成29）年10月13日	官報告示（文部科学省告示第137号）により 国史跡指定
2018（平成30）年2月25日	山野貝塚国史跡指定記念シンポジウム「山野貝塚から縄文時代の貝塚を探る」開催
2018（平成30）年11月16日	国の文化審議会による山野貝塚国史跡追加指定答申
2019（平成31）年2月26日	官報告示（文部科学省告示第26号）により 国史跡追加指定

の指導を受け、2011（平成23）～2014（平成26）年度にかけて、遺跡の詳細測量調査や遺跡の範囲等を確認するための確認調査を実施し、山野貝塚の基礎資料を蓄積させました。さらに、2013（平成25）～2015（平成27）年度にかけて、これまでの山野貝塚の調査成果を取りまとめ、その成果を『山野貝塚総括報告書』として刊行し、山野貝塚の学術的価値を明らかにしました。

そして、2016（平成28）年度に文部科学大臣に対して山野貝塚の国史跡指定に関する意見具申を行い、2017（平成29）年6月16日の国の文化審議会の答申を経て、2017（平成29）年10月13日の官報告示により、山野貝塚の保護する範囲のうち約7割が国史跡に指定されました。

その後、2019（平成31）年2月26日の官報告示により、未指定範囲の一部が追加指定されました。

第2節 指定の状況

1. 指定告示

名称：山野貝塚

位置：千葉県袖ヶ浦市飯富字山野（詳細は表2のとおり）

面積：21,499.00 m²

官報告示：

2017（平成29）年指定

名称：山野貝塚

種別：史跡

指定年月日：2017（平成29）年10月13日（文部科学省告示第137号）

指定基準：特別史跡及び史跡天然記念物指定基準 史跡1（貝塚）による

面積：20,739.00 m²

2018（平成30）年管理団体指定

管理団体名：袖ヶ浦市

管理団体所在地：千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

指定年月日：2018（平成30年）2月19日（文化庁告示第24号）

2019（平成31）年追加指定

名称：山野貝塚

種別：史跡

指定年月日：2019（平成31）年2月26日（文部科学省告示第26号）

指定基準：特別史跡及び史跡天然記念物指定基準 史跡1（貝塚）による

面積：760.00 m²

2. 指定説明文とその範囲

○ 2017（平成29）年指定

説明文：山野貝塚は、東京湾東岸（房総半島西部）のほぼ中央部で下総台地の南端部に位置し、小櫃川^{おびつ}によって形成された袖ヶ浦台地^{そでがうら}の最上段丘面、標高37メートルに立地する。東西140メートル、南北110メートルの規模で東南部が開口する

馬蹄形の大型貝塚を有する縄文時代の集落であり、下総台地に現存する最南端の大型貝塚である。

この遺跡は、明治20年代に初めて報告・周知されるようになり、昭和48年度には送変電線鉄塔建設工事に伴う発掘調査によって、縄文時代後期から晩期に至る貝塚を含む集落遺跡であることが明らかとなった。その後、平成4年度には、県内に所在する貝塚の^{しつかい}悉皆調査に際して千葉県が発掘調査とボーリング調査を実施した結果、現在の貝塚の規模と形状がほぼ明らかになった。これを受け袖ヶ浦市教育委員会では、平成24～26年度までさらに詳細に範囲と内容を明らかにするための発掘調査を実施して、平成27年度には総括報告書を刊行するに至った。

遺跡の形成自体は、縄文時代中期末葉の加曾利E式期に始まる。しかし、貝塚の形成はやや遅れて縄文時代後期前葉の堀之内^{ほりのうち}I式期からほぼ全域においてはじまり、後期中葉から後葉にかけてはそれが最も盛んになるとともに、堅穴建物や土坑墓^{どこうぼ}も貝塚のなか及びその周辺部に広がった。その後貝塚は晩期には認められなくなるが、遺跡自体は晩期以降も存続するものの、晩期中葉の安行III式期には終焉を迎える。これまでのところ、後期前葉から後葉にかけての堅穴建物13棟、土坑墓3基、土坑21基を確認している。なお、貝塚の大部分は畑地に立地することから、現在でも馬蹄形の形状が目視できるほど遺存状態は極めて良好である。

出土遺物のうち、土器には近畿の後期中葉の元住吉山式土器、東北地方の後期後葉の^{こぶつき}瘤付土器、近畿の晩期前葉の^{かしはら}櫃原式文様を有する土器等、他地域の土器の出土が注目される。土製品としては、土偶が24点、土製耳飾9点、土版1点のほかに土製円盤^{どせいえんばん}115点や土器片錘^{どきへんすい}63点がある。石器には、石鏃^{せきすい}・石錐^{いしきじ}・石匙^{いしきじ}・磨製石斧^{せきすい}・打製石斧^{いしきじ}・石皿^{せきすい}・磨石^{いしきじ}・敲石^{せきすい}・砥石^{いしきじ}のほかに、石製品としては独鈷石^{せきすい}・石棒^{いしきじ}・石劍^{せきすい}・垂飾^{いしきじ}等がある。骨角製品としては、骨鏃^{せきすい}・^{もりがしら}銛頭^{いしきじ}・刺突具^{せきすい}・針^{いしきじ}等の道具類を中心に垂飾もある。貝製品としては、貝刃^{せきすい}・貝輪^{いしきじ}・垂飾^{いしきじ}等がある。動物遺存体としては、哺乳類では、イノシシ・ニホンジカが最も多く、これについてイヌ等の小型哺乳類やカモ・キジ・ウ等の鳥類があり、海生哺乳類ではイルカ・クジラも若干ある。貝類ではイボキサゴ・ハマグリが主体をなす。魚類については、東京湾東岸の貝塚群のうち、北部の貝塚群において主体をなす内湾性のスズキとクロダイが同様に多い一方で、南部の貝塚群で主体をなす外洋性のマダイも一定量存在する。このことは、東京湾東岸の中央部に立地し、内湾性と外洋性の両方の魚類を同時に利用できるという本遺跡の地理的特徴をよく表している。

このように、山野貝塚は東京湾東岸に集中する縄文時代後期から晩期にかけての馬蹄形の大型貝塚のなかでも、現存する最南端事例であるとともに、貝塚を含めた集落の形成過程も追える希有な事例である。また、魚類の組成をみると、東京湾東岸の中央部に立地する状況を明確に示しており、東京湾東岸に集中する貝塚群全体の在り方を考えるうえでも重要である。さらに、遺存状態も良好で現在でも馬蹄形の貝塚の形状が目視で確認できるほどである。よって、史跡に指定して保護を図ろうとするものである（文化庁文化財部監修2017『月刊文化財』9月号より抜粋）。

○2019（平成31）年追加指定

説明文：山野貝塚は東京湾東岸（房総半島西部）のほぼ中央部、小櫃川^{おびつ}によっ

て形成された袖ヶ浦台地にあり、標高 37 メートルの最上位段丘面に立地する。東西 140 メートル、南北 110 メートルで東南部が開口する馬蹄形の大型貝塚を有する、縄文時代後・晩期の貝塚を含む集落跡であり、東京湾東岸の大型貝塚のなかでも、現存する最南端事例である。明治 20 年代から知られており、昭和 48 年度には送変電線鉄塔建設工事に伴う発掘調査によって縄文時代後・晩期の貝塚であることが明らかになった。平成 4 年度には、千葉県が、平成 24 年から 26 年度には袖ヶ浦市教育委員会が範囲と内容を明らかにするための発掘調査を実施して、平成 27 年度に総括報告書を刊行した。

遺跡の形成は縄文時代中期末葉に始まるが、貝塚の形成は縄文時代後期前葉の堀之内 1 式期からほぼ全域において始まる。後期中葉から後葉にかけて貝塚形成が最盛期を迎え、竪穴建物や土坑墓も貝塚周辺部に設けられた。晩期には貝塚が認められなくなり、晩期中葉の安行 3 c 式期に遺跡の利用が終わる。これまで検出している遺構は、後期前葉から後葉にかけての竪穴建物 13 棟・土坑墓 3 基・土坑 21 基である。

近畿・東北等、他地域の土器が出土しており幅広い地域間交流を示す。ほかにも、24 点の土偶を含む土製品や、狩猟具、伐採具、加工具を中心とした石器、石棒や独鈷石などの石製品、骨鏃・銛頭等の骨角製品、貝刃・貝輪・垂飾等の貝製品など豊富である。

動物遺存体にはニホンジカ・イノシシといった哺乳類やカモ等の鳥類のほか、イルカ・クジラといった海生哺乳類も含まれる。貝類では、イボキサゴ・ハマグリが主体をなす。魚類には、東京湾東岸北部の貝塚でよく利用される内湾域に生息するスズキ・クロダイに加え、南部の貝塚に多い外湾域に生息するマダイなども認められる。このことは、内湾域と外湾域の両方の魚類を同時に利用できるという本遺跡の地理的特徴をよく表している。

このように、山野貝塚は東京湾東岸における貝塚のなかでも形成から廃絶までを知ることができる稀有な事例である。また、東京湾東岸中央部に位置するという生態学的条件を反映した生業の在り方をよく示す好事例であり、遺存状態も良好であることから、平成 29 年に史跡に指定された。今回、山野貝塚の中央窪地部分について、条件が整ったため、追加指定し、保護の万全を図るものである（文化庁文化財部監修 2019『月刊文化財』2月号より抜粋）。

3. 指定地の状況（表 2、第 4～11 図）

（1）現況

史跡指定地の現況：畑地、山林、原野、宅地、道路

（2）土地所有

現在の史跡指定地は、市道、赤道及び市道 3002 号線北側の 9 筆は袖ヶ浦市が管理し、その他はすべて民有地となっています（2020（令和 2）年 3 月 31 日現在）。

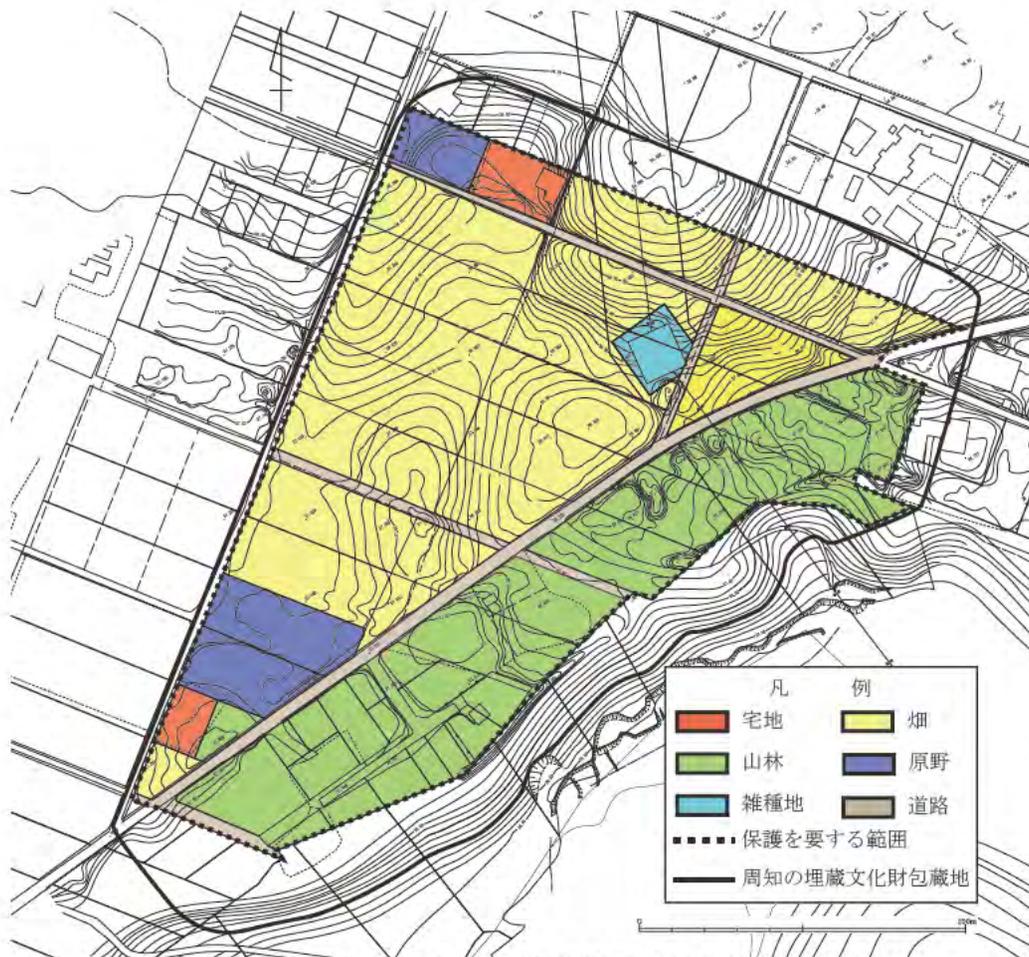
なお、2018（平成 30）年 2 月 19 日付文化庁告示第 24 号にて、袖ヶ浦市が管理団体に指定され、史跡としての管理を行っています。

表2 山野貝塚史跡指定地一覧

市名	大字名	小字名	地番	面積(m ²)	地目	指定年月日
袖ヶ浦市	飯富	山野	3516番8	826.00	山林	2017(平成29)年 10月13日
			3516番9	727.00	山林	
			3516番12	98.00	山林	
			3516番13	98.00	山林	
			3516番14	153.00	山林	
			3516番15	254.00	山林	
			3516番16	167.00	山林	
			3516番17	163.00	山林	
			3516番18	115.00	山林	
			3516番19	294.00	山林	
			3516番21	206.00	山林	
			3516番22	228.00	山林	
			3516番23	165.00	山林	
			3516番25	250.00	山林	
			3522番3	760.00	原野	
			3526番3	958.00	原野	
			3527番3	991.00	畑	
			3527番4	231.00	畑	
			3532番3	991.00	畑	
			3532番4	462.00	畑	
			3533番1	495.00	畑	
			3533番2	694.00	畑	
			3533番4	495.00	畑	
			3539番3	991.00	畑	
			3539番4	892.00	畑	
			3539番5	631.00	山林	
			3539番7	62.00	山林	
			3540番1	107.00	山林	
			3540番4	367.00	山林	
			3540番6	95.00	山林	
			3540番7	567.00	山林	
			3540番8	52.00	山林	
			3541番3	991.00	畑	
3541番4	991.00	畑				
3544番3	991.00	畑				
3544番6	243.00	雑種地				
3545番3	991.00	畑				
3545番6	144.00	雑種地				
3547番3	495.00	原野				
3547番6	128.00	畑				
袖ヶ浦市所有・管理道路敷	2,180.00	道路				
3533番3	760.00	山林	2019(平成31)年 2月26日			
合計面積				21,499.00		



第4図 山野貝塚史跡指定範囲



第5図 山野貝塚史跡指定範囲土地利用図



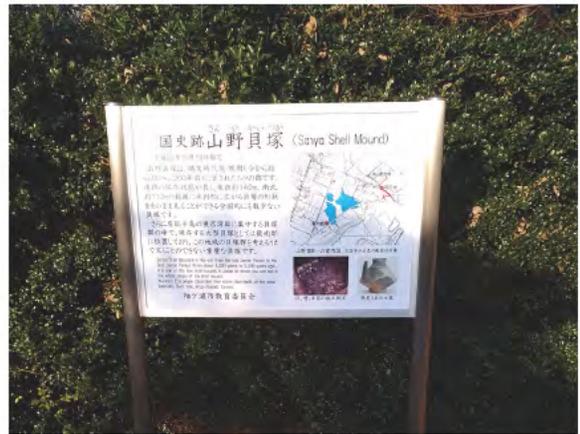
1 角山配水場（南西→）



2 角山配水場外案内板設置状況（西→）



3 角山配水場外案内板（北側）設置状況（南西→）



4 角山配水場外案内板（南側）設置状況（南西→）



5 史跡東側隣接地の住宅（北→）



6 史跡東側交差点（東→）



7 史跡東側赤道（南東→）



8 史跡東側に建つ鉄塔（南東→）

第6図 史跡の現況①



9 史跡中心部（東→）



10 史跡中心部（南東→）



11 史跡南西部（南西→）



12 案内板（南→）



13 史跡南西部（北西→）



14 史跡中心部（北東→）



15 史跡北西側赤道（南西→）



16 史跡西部（北東→）

第7図 史跡の現況②



17 史跡西端部太陽光パネル設置状況（南西→）



18 史跡西端部市道、赤道交差点（南西→）



19 史跡南西部分譲箇所共有道路（北→）



20 史跡南西部分譲箇所小屋の跡（北西→）



21 史跡南西部分譲箇所畑（東→）



22 史跡南西部分譲箇所畑地点貝層検出箇所（南→）



23 史跡南西部から南側谷部の埋立を臨む（北→）



24 史跡外南西部谷底（西→）

第8図 史跡の現況③



25 史跡外南西部谷底から台地上を臨む（南→）



26 史跡中心部南側（西→）



27 史跡中心部南側小屋設置状況（北→）



28 史跡北部（柄鏡形住居検出箇所）（西→）



29 史跡外北側太陽光パネル設置状況（南→）



30 史跡外北側市民農園（南東→）



31 史跡北部畑（西→）



32 史跡北部宅地（西→）

第9図 史跡の現況④



33 史跡外北側太陽光パネル設置状況（南東→）



34 史跡外北側奈良輪境川支流最奥部（南→）



35 史跡外北東部谷と角山配水場（西→）



36 史跡北東部谷（盛土遺構）（北東→）



37 史跡外平成通りたちばな交差点誘導サイン設置状況（南→）



38 史跡外平成通りたちばな交差点誘導サイン（南西→）

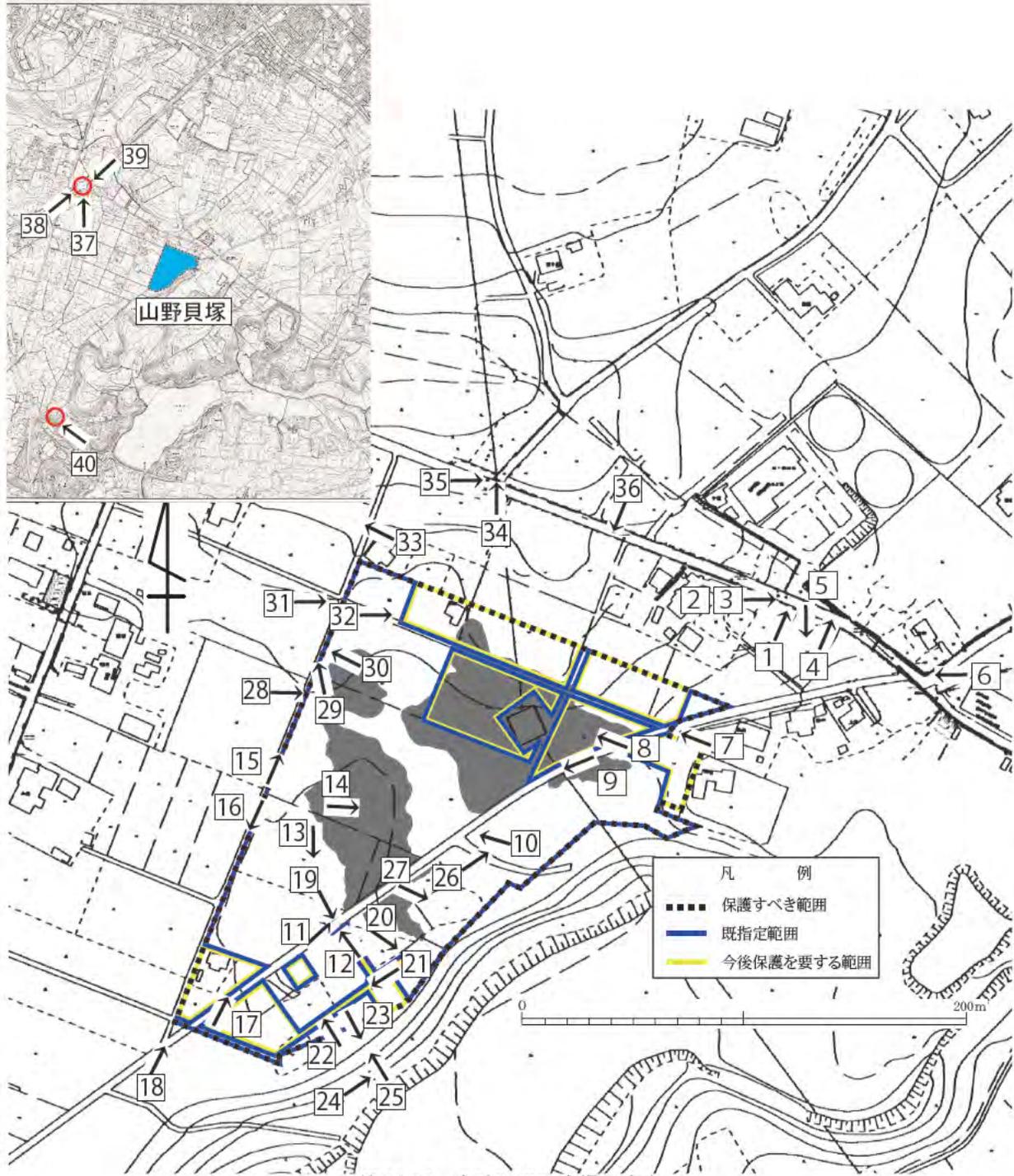


39 史跡外平成通りたちばな交差点誘導サイン設置状況（北東→）



40 史跡外南側真里場貝塚付近誘導サイン設置状況（南東→）

第10図 史跡の現況⑤



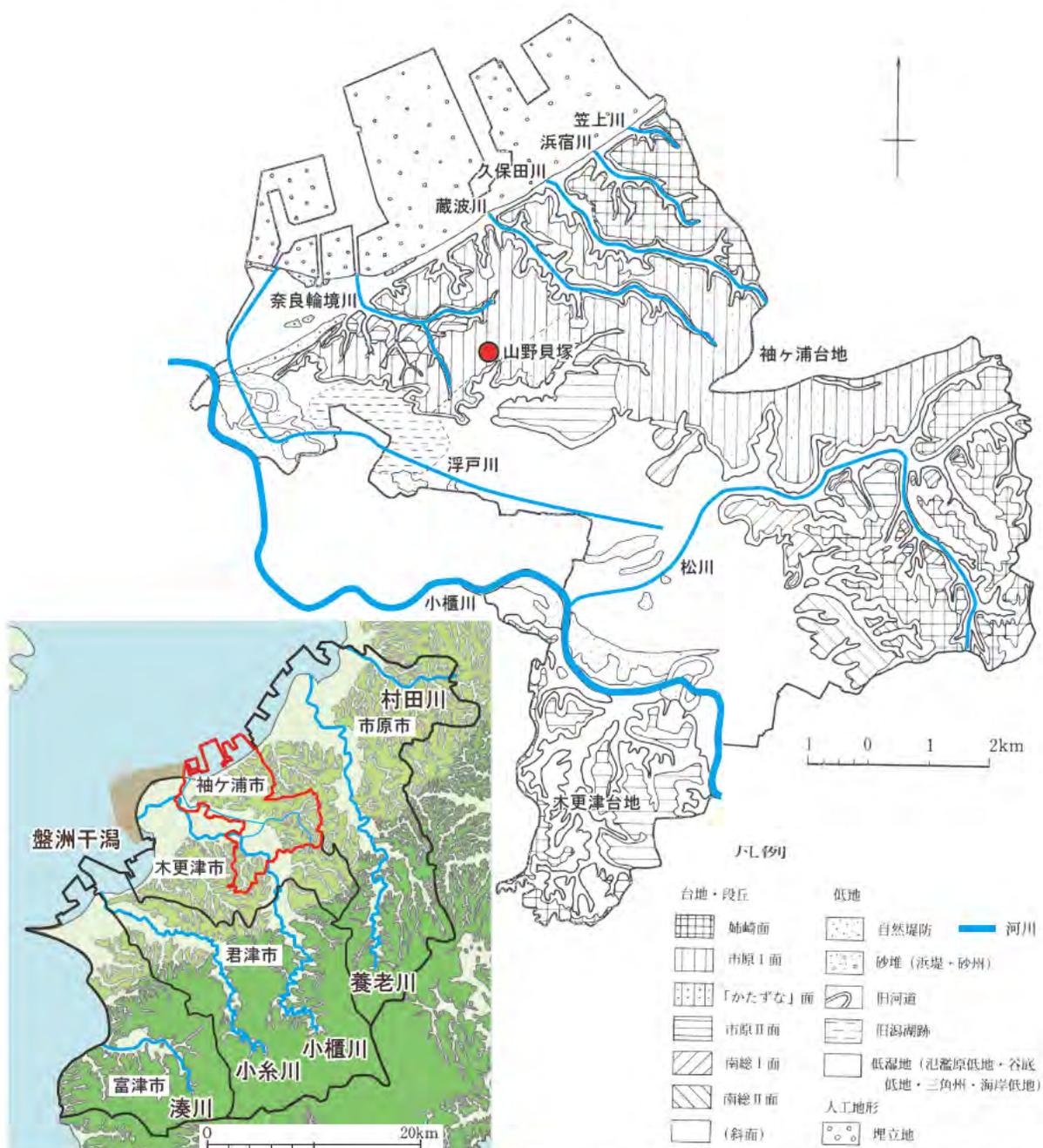
第11図 史跡現況写真撮影方向

形をなす観音崎海底水道、浦賀沖の水深 100 m から相模湾底の水深 1000 m 以深までつづく東京海底谷となります。このように、内湾と外湾では陸上および海底の地形が大きく異なり、その自然環境の相違によりそれぞれ生息する生物の種類も異なってきます。

また、縄文時代には気候の温暖化に伴う、いわゆる縄文海進により、内陸部まで海水が入り込み、現在の荒川や江戸川の低地に沿って奥東京湾が形成され、縄文時代後期においても現在の野田市～流山市付近まで海水が入り込んでいたようです(小杉 1989)。このことから、縄文時代後・晩期の東京湾は、「奥東京湾」、「内湾」、「外湾」に大きく3区分されると考えられます。

次に、山野貝塚が所在する袖ヶ浦市域の地形について概観します。

山野貝塚が所在する袖ヶ浦市域の地形は、市域を南東から北西へかけて流れる

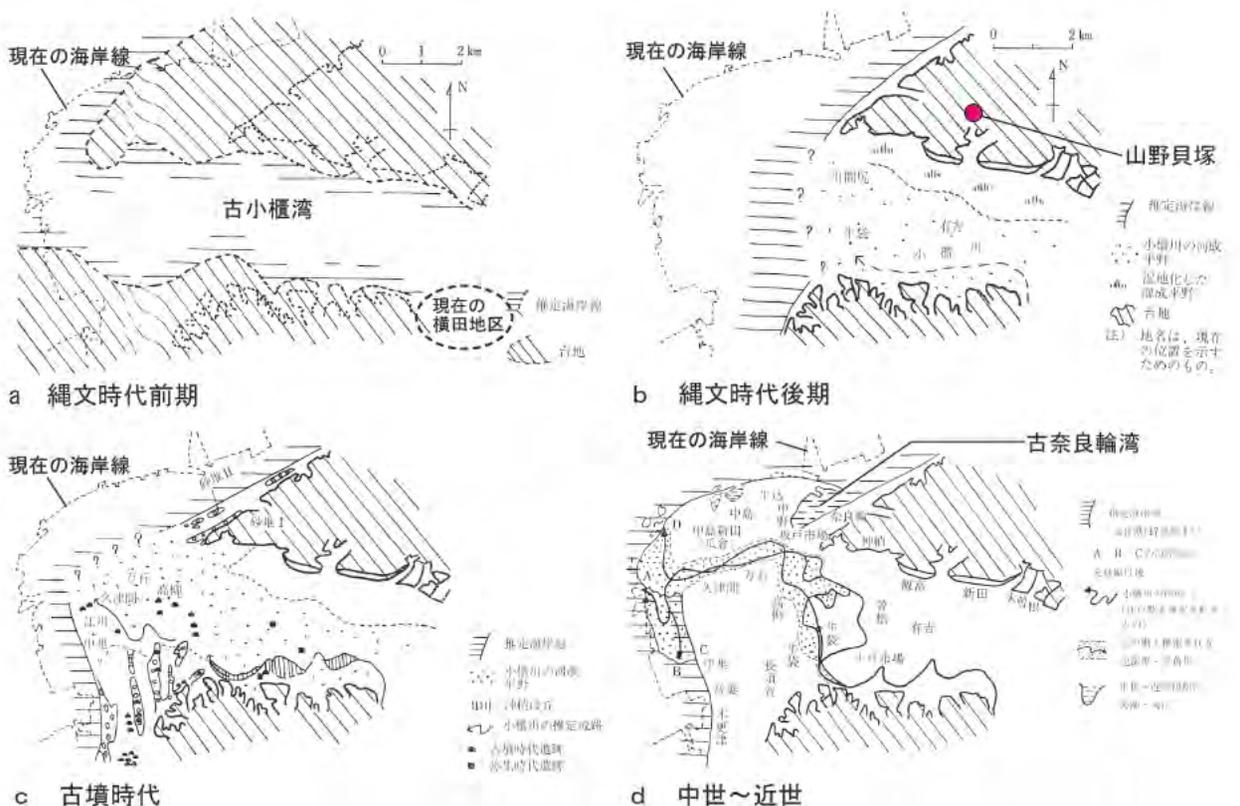


第 13 図 袖ヶ浦市の地形区分 (吉村 1985 に加筆) ※左下図は西上総地域の行政界と河川的位置図

おびつ ちゅうせき
 小櫃川によって形成された沖積低地と、低地を挟んで南北に形成される台地に大きく区分されます（第13図）。山野貝塚が所在する北側の袖ヶ浦台地は、養老川と小櫃川に挟まれた北西—南東方向に細長い地形を呈し、小櫃川の浸食と地形の隆起により高さの異なる段丘面が形成されます。本市域では6面に分けられ、高い部分ほどより古い時期に形成された段丘面となります。山野貝塚はそのうちの市原I面と呼ばれる約6万～6万5千年前に形成された段丘面に立地します。袖ヶ浦市域の袖ヶ浦台地は、南東から北西の東京湾に向かって、北側から笠上川、^{かさがみ} 浜宿川、^{くぼた} 久保田川、^{くらなみ} 蔵波川、^{ならわさかい} 奈良輪境川の小河川が注いでいます。これらの河川の作用により台地が樹枝状に開析され、複雑な地形を呈します。山野貝塚は、南側に小櫃川の支流によって開析された比高差約12mの深い谷が入りこむ一方、北側に奈良輪境川最上流域の浅い谷が入り込み、両河川の分水界に位置しています。山野貝塚が立地する台地の標高は約37mになります。なお、南側の谷部は1996（平成8）～1998（平成10）年度に埋立られ、斜面部を除き自然地形が失われています。

東京湾岸の海岸線は、縄文時代以降大きく改変しており、袖ヶ浦市域においても東京湾の沿岸流や小櫃川的作用により大きく変化しています（第14図・吉村1985）。

小櫃川の低地に目を向けると、約7,000年前のいわゆる縄文海進最盛期には、現在の横田地区まで海水が入り込み「古小櫃湾」と呼ばれる内湾を形成していました（第14図a）。海進最盛期以降の海退により、小櫃川の上流より土砂が下流へと運ばれることにより、古小櫃湾の南半分に相当する現在の木更津市側には小櫃川が運んできた土砂により平野が形成されました（第14図b）。一方、古小櫃湾北側の袖ヶ



第14図 袖ヶ浦市小櫃川下流域の古地理の変遷図（吉村1985に加筆）

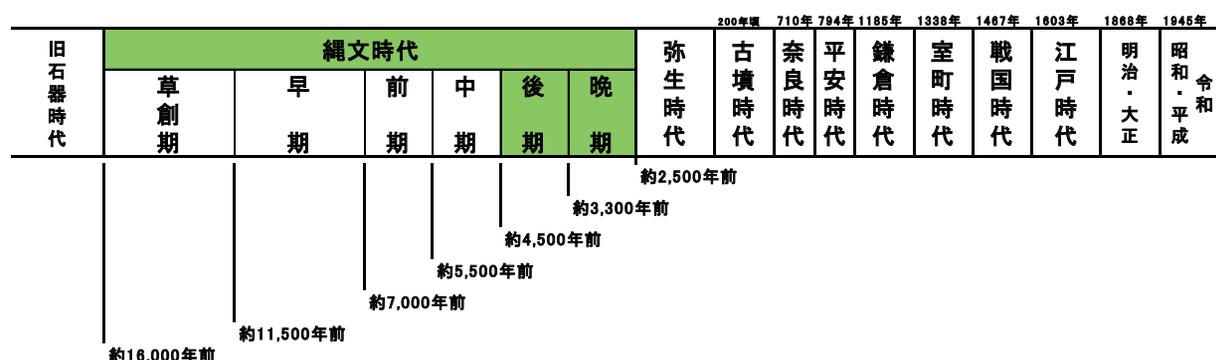
浦台地の南側縁辺は、湾の水が干上がることにより潟湖（湾口に発達した微高地などにより外海と切り離されて生じた浅い湖）が形成され、その後湿地化してきました。古小櫃湾でこのような地形変化が引き起こされているのに対し、現在の袖ヶ浦台地西縁から伸びていた波食台（海に面した陸側の岩盤が風化や波浪による侵食によって陸側に向かって進行する平坦面）が沿岸流（海岸に沿ってほぼ平行する海水の流れ）による海食をうけ、縄文時代後期には現在の袖ヶ浦台地西縁とほぼ同様な崖線が形成され、現在のJR内房線付近が当時の海岸線であったと考えられます。

縄文時代後期以降、小櫃川が河道を変化させながら上流から土砂を運び三角州が発達するとともに、東京湾の沿岸流の影響により、小櫃川右岸に3列、同左岸に4列の砂堆（波浪や沿岸流によってできた、砂または礫からなる微高地）が形成されました（第14図c）。右岸の2列目の砂堆については水神下遺跡（第16図19）の調査成果により、弥生時代中期頃には形成された可能性が指摘されています。また、最も海側の第1砂堆列については、その周囲に存在する集落が中世資料で確認できることから、中世までには形成されたと考えられています。この第1砂堆列の形成に伴い、「古奈良輪湾」と呼ばれる潟湖が残されたと想定されていますが（第14図d）、江戸時代に描かれた『鳥飼家文書』の絵図をみると、元禄～宝永期（1688～1711年）に干拓が行われたと考えられます。

昭和40年代以降、袖ヶ浦市域の海岸線はほぼ全て埋立られ、埋立以前の面影をうかがうすべはなくなっていました。しかし、木更津市畔戸地先の盤洲干潟は、東京湾沿岸に残された数少ない干潟の1つであり、かつ最大規模の干潟になります（第13図左下）。そこには、山野貝塚で利用されていたイボキサゴをはじめとする生物が現存しており、さらにヨシ原が広がる景観などは、縄文時代の海岸線を彷彿とさせるものと考えられる重要な自然環境です。

② 植生

袖ヶ浦市の自然環境は、森林環境、水辺環境、農耕地環境、草地環境、都市環境の5つに分けられています（袖ヶ浦市植物相調査団編1999）。山野貝塚の大部分は農耕地環境に属しますが、南側の斜面部付近は森林環境に属します。現況の植生は、農耕地環境が畑地として利用され、森林環境はスギ・ヒノキ植林、エノキ林等となっています。



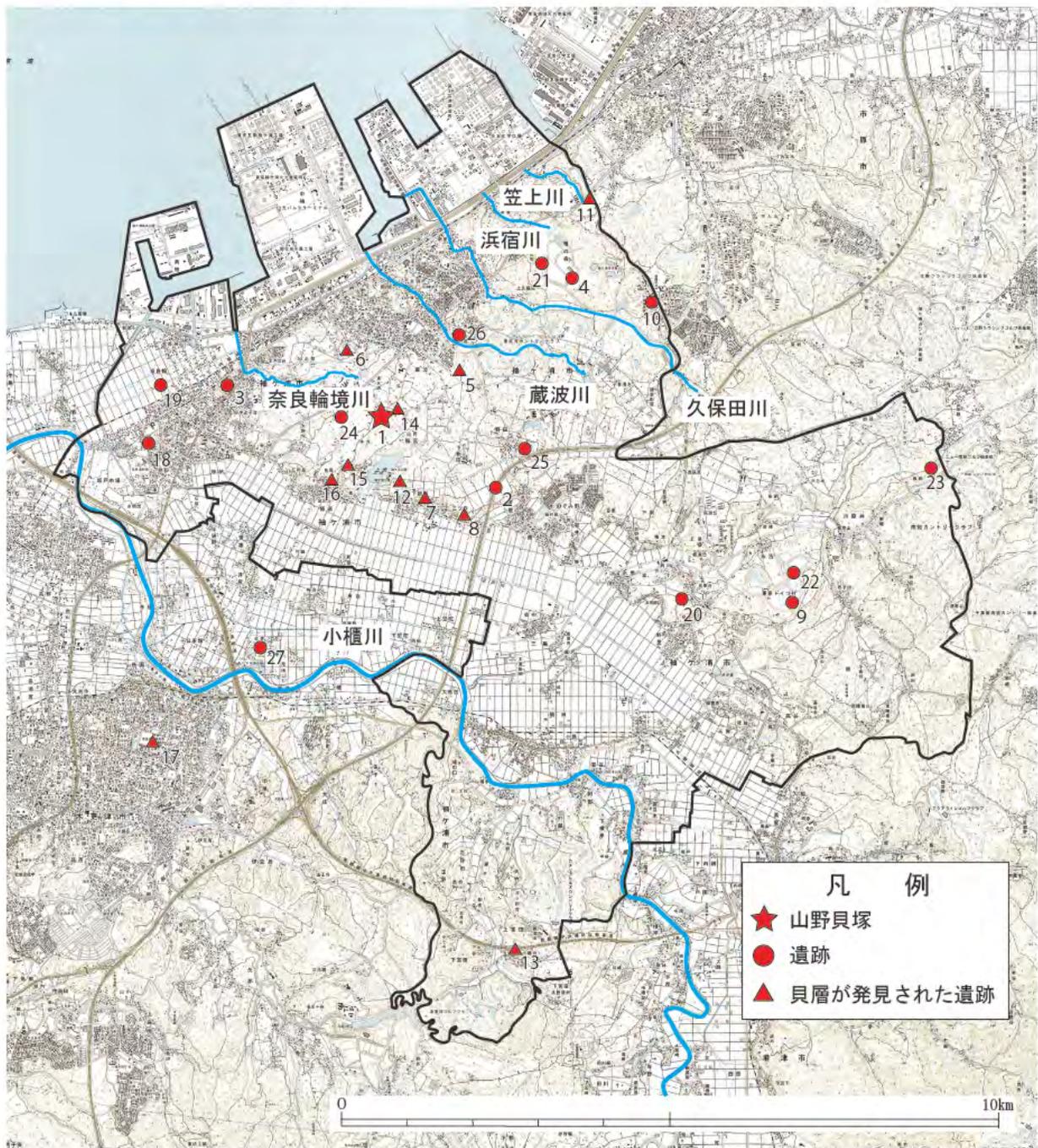
第15図 年表（緑色の着色部分が山野貝塚の時代、縄文時代は最新の自然科学による年代）

(2) 歴史的調査の成果

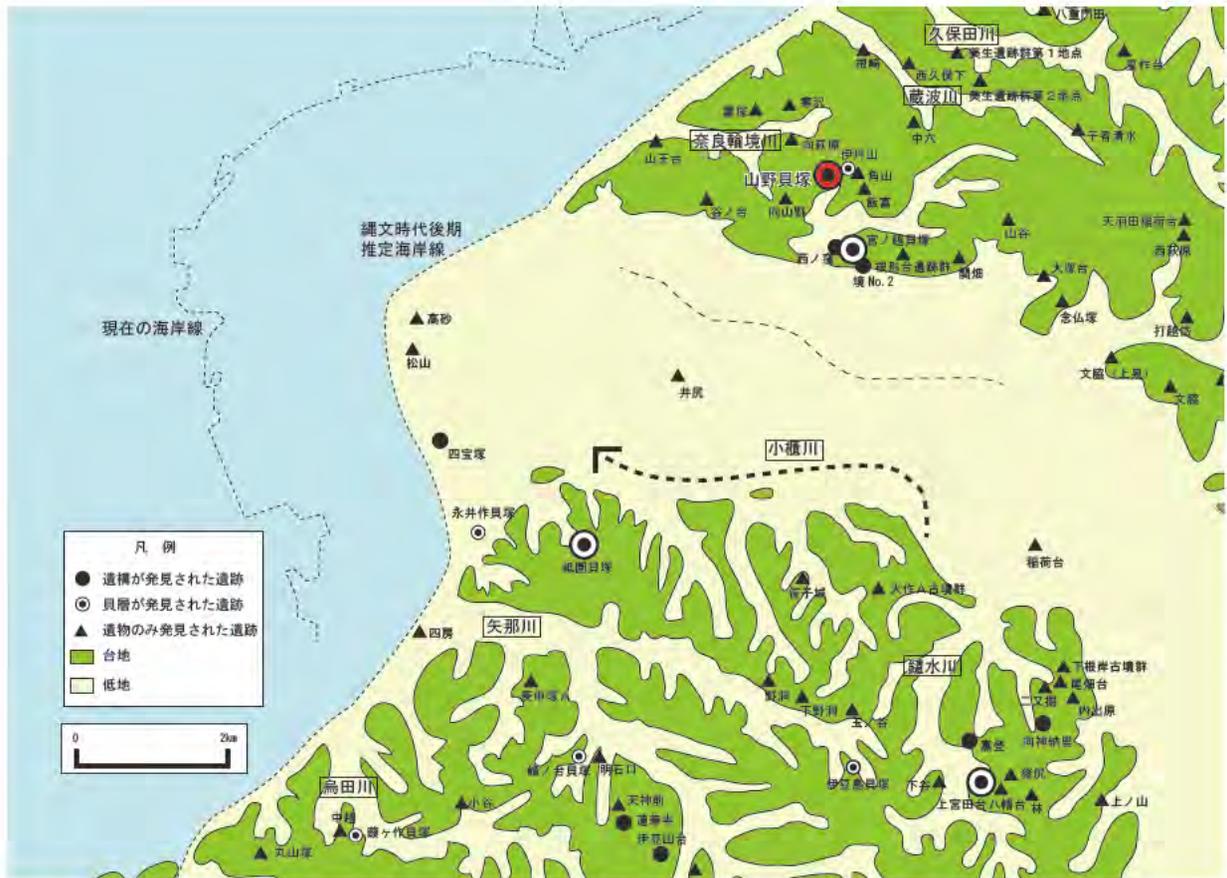
袖ヶ浦市域を含む君津地域の歴史を概観すると、房総半島の東京湾岸のほぼ中央部に所在する地理的特徴から、通史的に東京湾を挟んだ対岸との交流の玄関口であり、交通の要衝として機能してきた地域と言えます。次に、山野貝塚が営まれた縄文時代までとそれ以降の時代に分けて市域の歴史をみていきます（本文中の遺跡名の後ろの（ ）の番号は、第16図中の番号に対応します）。

① 縄文時代まで

山野貝塚（1）は縄文時代の遺跡ですが、日本列島における最も古い人類の痕跡は、約4万年前の後期旧石器時代初頭にみられます。山野貝塚が所在する袖ヶ浦市周辺における最も古い人類の痕跡を示す石器群も、それらと同じ立川ローム層第Ⅹ



第16図 袖ヶ浦市内（一部木更津市）の主な遺跡の分布図
 （国土地理院発行 25,000分の1地形図 奈良輪・姉崎・木更津・上総横田を合成し加筆）



第 17 図 縄文時代後期における小櫃川下流域の推定海岸線と遺跡分布図（吉村 1985 に加筆）

層と呼ばれる地層から発見されています。袖ヶ浦市大曾根地区に所在する関畑遺跡（2）からは、最も古いⅩ層から最上層のⅢ層までの石器群が層位的に発見されており、約 2 万 5 千年間にわたる痕跡が認められています。

山野貝塚が属する縄文時代は、草創期、早期、前期、中期、後期、晩期の 6 期に区分されており、最新の自然科学的な年代測定によると、約 16,000 年前～2,500 年前までとされます。草創期は後期旧石器時代から続く最終氷期と呼ばれる寒冷期の終末に相当する一方、早期以降は現在まで続く後氷期と呼ばれる温暖期の初頭に相当します。袖ヶ浦市域でも縄文時代各時期の遺跡が発見されていますが、時期により遺跡数や内容に差異が認められます。

草創期の遺跡の大部分は石器のみが発見されている遺跡ですが、神納地区の山王台遺跡（3）と代宿地区の八重門田遺跡（4）では、それぞれ隆起線文土器と表裏縄文土器が発見されており注目されます。

早期は袖ヶ浦市域の縄文時代で最も多くの遺跡が発見される時期になります。気候の温暖化に伴い海水面が上昇し、内陸部まで海水が浸入した時期でもあり、谷奥部に形成された干潟に生息するハイガイ、マガキなどの貝類をはじめとする海産資源の利用が活発化しました。これらの痕跡は貝塚として残されており、蔵波地区の中六遺跡（5）では、屋外につくられた炉（炉穴）に廃棄された貝層が発見され、県内でも比較的古い時期の貝塚になります。近隣の寒沢遺跡（6）でも炉穴から貝層が発見されています。また下新田地区の大宮台貝塚（7）は、県内でも数少ない斜面に貝層が形成された事例として注目されます。近隣の三ツ作貝塚（8）も

同時期の貝塚と考えられています。早期の遺跡からは前述した炉穴や調理に利用されたと考えられる焼けた礫^{れき}が重複、集中して発見される事例^{れきぐん}（礫群）が多く認められます。また、永吉地区^{ながよし}の上用瀬遺跡^{かみようぜ}（9）では、炉穴と礫群が環状に展開する環状炉穴群^{かんじょうろあなぐん}が認められるように、定着性の強い生活が営まれていたと考えられます。さらに、上用瀬遺跡をはじめとする大規模な遺跡では、東海地方の土器が見つかっており、東京湾を挟んだ対岸とのつながりがあったことがわかっています。

前期は、干潟の形成が進んだ東京湾の内湾部では比較的多くの遺跡が発見されていますが、袖ヶ浦市域ではほとんど遺跡が発見されていません。代宿地区^{まんぞくだい}の豆作台遺跡^{まめしやうたい}（10）は数少ないこの時期の大規模な集落跡で、前期以降顕著となる環状集落^{かんじょうしゅうらく}であったと考えられます。また、近接する上笠上谷遺跡^{かみかさかみやつ}（11）では、地表面の観察で貝層が発見されており、当地域では数少ない前期の貝層として注目されます。

中期は、全国的に見て最も遺跡数が多く、かつ規模も大きくなる時期ですが、袖ヶ浦市域ではあまり遺跡が発見されていません。下新田地区^{みやのこし}の宮ノ越貝塚^{みやのこし}（12）は、山野貝塚から直線距離で南に約1 kmに所在する遺跡で、関東地方で大規模な集落が形成される中期後半に貝塚が形成され、後期まで営まれたと考えられます。山野貝塚より時期的に先行し、後期になると並行して営まれた、山野貝塚と関係の強い遺跡として重要です。小櫃川を挟んだ南側対岸の木更津台地^{ぎおん}（第13図）では、現在は消滅してしまった木更津市祇園貝塚^{ぎおん}（17）が営まれたと考えられます。また、上宮田地区^{かみみやだ}の上宮田台遺跡^{かみみやただい}（13）は、中期末葉から遺跡が営まれ始め、晩期までこの地域の拠点となる集落となります。

後期は、早期に次いで多くの遺跡が認められる時期になります（第17図）。小櫃川北岸の山野貝塚・宮ノ越貝塚と小櫃川南岸の木更津市祇園貝塚、上宮田台遺跡に拠点となる集落が営まれます。また、木更津市の低地や微高地にも遺跡が形成されるようになり、当時の海岸線や生活領域を考える上でも重要です。山野貝塚周辺では、山野貝塚に隣接し、時期的に若干先行する伊丹山遺跡^{いたみやま}（14）、山野貝塚と同時期と考えられる貝層が発見された真里場貝塚^{まりば}（15）、飯富馬場遺跡^{いいとみばば}（16）が所在します。

晩期は、その前半は後期から引き続き3箇所^{さんかしょ}の拠点で集落が継続して営まれますが、後半になるとこの3箇所を含め、弥生時代中期まで遺跡が認められなくなる傾向にあります。

② 弥生時代以降

縄文時代晩期以降、弥生時代中期になると台地上に再び遺跡が確認されるようになります。そして、弥生時代後期になると爆発的に遺跡数が増加し、古墳時代前期まで継続して営まれる集落が多く認められます。また、古墳時代前期になると、地域の長の墓と考えられる前方後円墳^{ぜんぽうこうえんふん}や前方後方墳^{ぜんぽうこうほうふん}が築かれるようになります。前方後方墳は弥生時代後期以降に成立した各集落の長が築いたものと考えられるのに対し、前方後円墳はそれらの集落をまとめた支配者の墓と考えられ、坂戸市場地区に築かれた坂戸神社古墳^{さかとじんじや}（18）は、小櫃川北岸地域の統率者の墓と考えられています。坂戸神社古墳に近接する奈良輪地区の水神下遺跡^{ひらおか}（19）と平岡地区^{ふみわき}の文脇遺跡^{ふみわき}（20）では、東海地方で製作されたと考えられる小銅鐸^{しょうどうたく}と呼ばれる祭祀具^{さいしぐ}が古墳時代前期の遺構から発見されています。特に水神下遺跡では小銅鐸とともに小型^{せいでうきょう}の青銅鏡と

石製のペンダントと一緒に発見され、全国的に見ても希少な発見例として注目されます。さらに水神下遺跡からは、近畿地方や北陸地方、東海地方の影響を受けた土器も発見されており、3世紀後半以降の全国的なヒトやモノの流れが、この袖ヶ浦の地まで及んでいたことを如実に示しています。古墳時代中期～後期にかけては集落数が減少し、小櫃川南岸地域に流域全体の支配者である馬来田の国造の墓と考えられる大形の前方後円墳が連綿と築かれるようになります。古墳時代後期以降、前方後円墳は築かれなくなります。続く古墳時代終末期には古墳自体が築かれなくなり、新しい文化である仏教の寺院を権威の象徴として建立しました。小櫃川流域では、木更津市の^{おおでらはいじ}大寺廃寺（27）が7世紀後半に創建されました。

続く奈良・平安時代になると、古墳時代から継続的に営まれる集落と8世紀に新たに営まれ始める集落に分かれる傾向が認められます。後者については、当時の国家的政策である「^{さんぜいっしんのほう}三世一身法」や「^{こんでんえいねんしぎのほう}墾田永年私財法」により新たに開拓された集落と考えられ、新しい文化である仏教に関わる遺物を携えて、集落が開拓されたと考えられます。袖ヶ浦市内では代宿地区の^{かみおおしろ}上大城遺跡（21）や永吉地区の永吉台遺跡（22）、^{かわはらい}川原井地区の^{とうごうだい}東郷台遺跡（23）などが代表的な遺跡になります。永吉台遺跡では、10世紀頃をピークに土師器の生産も行われています。また、山野貝塚に隣接する^{むげざんや}向山野遺跡（24）や^{さんや}山谷遺跡（25）からは古代道路と考えられる遺構が発見されるとともに、市内に古東海道の^{うまや}駅家推定地も存在することから、袖ヶ浦周辺は古代の交通を考える上でも重要な地域といえます。

中世になると、市内では14～15世紀の遺跡が比較的多く発見されています。前述した山谷遺跡では、通称「^{かまくらかいどう}鎌倉街道」と言われる現道下から中世の道路跡が発見されています。また、蔵波地区の^{じんてん}神田遺跡（26）では14世紀以降の墓域が発見され、代宿の^{かさがみかんのん}笠上観音跡では^{しょうか}正嘉2年（1258年）の年記をもつ^{いたび}板碑が発見されており、それぞれの河口にあたる蔵波、久保田は中世の湊として繁栄していたと考えられます。奈良輪地区には、前述したように、中世には「古奈良輪湾」という入江が形成されており、入江に面した水神下遺跡の発掘調査において中世の鉄製品^{ちゅうぞう}鑄造関連遺構・遺物が発見されています。中世においてはこのような湊を通じて、東京湾を挟んだ中世鎌倉との活発なつながりがあったものと想定されます。

近世になると、市内の東京湾岸の南北に^{ぼうそうおうかん}房総往還が通り、奈良輪地区はその^{つぎたてば}継立場として発展しました。水神下遺跡から発見された近世の遺物や商業用として利用されたと考えられる貝などは、それらを物語る重要な資料となります。

（3）社会的調査の成果

①袖ヶ浦市の概要

本市は、千葉県の中西部に位置し、北は東京湾、東は市原市、南・西は木更津市に接しています。総面積は94.93 km²、周囲は84.50 kmで、東西約14.0 km、南北約13.5 kmに広がっています。

直線距離で東京都心から約35 km、千葉市から約25 kmの位置にあり、袖ヶ浦駅から東京駅まで総武線快速で約80分、京葉線で最短約60分、千葉駅まで内房線で約30分で移動できるほか、袖ヶ浦バスターミナルから高速バスにより都心の主要駅

や横浜駅まで1時間以内、羽田空港までは最短22分で結ばれており、鉄道や館山自動車道、東京湾アクアライン等を通じて主要駅や空港等へのアクセスが良好な位置にあります。

また、本市の海岸線は、京葉臨海工業地域を形成し、石油化学コンビナートが立地しているほか、市の主に北西部から東部にかけては平坦な丘陵地帯に開けた畑地、南西部から南部にかけては肥沃な水田地帯が広がっています。

本市の人口は、高度経済成長期に京葉臨海コンビナート形成や宅地造成等に伴って急速に増加し、2010（平成22）年には6万人を超え、2019（平成31）年4月1日における人口は63,704人で、現在も緩やかな増加が続いています。また、世帯数についても増加しているものの、1世帯あたりの人員は年々減少しており、単身化や核家族化が進んでいます。

年齢3区分別の割合をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にある一方、1995（平成7）年に11.2%であった老年人口（65歳以上）は2015（平成27）年に24.9%へ急増しており、高齢化の進行が顕著となっています。

本市の産業のうち、「工業」については、臨海部の石油・化学業を中心とした企業群が全国有数の工業都市に押し上げています。また、「農業」についても、肥沃な大地と温暖な気候により、水稲や野菜、果物などの生産や酪農が盛んとなっています。産業別就業人口の推移をみると、第1次産業及び第2次産業の割合が減少している一方、第3次産業の割合が増加しています。

山野貝塚の保存活用において関わりのある施設等として、学校や社会教育施設が挙げられます。袖ヶ浦市には保育所14園（公立5、私立5、認定こども園等4）、幼稚園3園（市立1、私立2）、市立小学校8校、市立中学校5校、県立高等学校1校があります。また、社会教育施設として、市立公民館5館、市立図書館3館、市立博物館1館があります。

②現代的な視点からみた山野貝塚

山野貝塚が有する学術的価値については後述しますが、山野貝塚は過去の人々の生活を明らかにするだけでなく、現代を生きる私たちにも多くの影響を与えてくれます。

まず、山野貝塚が営まれた縄文時代後期は、社会が複雑化し、階層化が進んできた時期と考えられるようになってきており、縄文時代の変革期ともいえる時期になります。それらを示す具体的な要素として、大型住居や盛土遺構（人為的に土を盛り上げたモニュメント的な高まりあるいは生活面の壘重による高まり）などの特殊な遺構や再葬墓（一度埋葬した遺体を掘り起し埋葬し直した墓）の発達、副葬品の差など墓制の変化が認められます。また、土偶や石棒・石剣、注口土器（注ぎ口をもつ急須状の器）などの祭祀儀礼に利用された遺物が多用され、それらの遺物が広域的に流通していた様子もうかがえます。山野貝塚からもこれらのうちの一部が発見されており、保存状態の良い遺跡には、これらの遺構・遺物がさらに残されている可能性が高いです。

このような変化に富んだ縄文時代後期の山野貝塚を考えることは、同様に社会が大きく変化する現代社会を考えていくうえでも大いに示唆に富むものとなります。

次に、山野貝塚をはじめとする遺跡（埋蔵文化財^{まいぞうぶんかざい}）は、土地に刻まれた痕跡であり、まさに地域に根差した共有の財産となります。これら遺跡の分布は、過去の人々が生活に適した安全な場所を選択し暮らしていたことを示しています。一方、低地に立地する遺跡の調査では洪水をはじめとする災害の痕跡が発見されることもあります。これら遺跡の分布や過去の災害の実態は、自然災害が頻発する現代における防災を考える上でも非常に有益な情報となります。

また、遺跡は地域の誇りや地域への愛着を醸成する要素もあり、近年希薄化する地域コミュニティの再生にも大いに役立つものとなります。また、これまでの文化財は多くの場合、行政主導で保護を図ってまいりましたが、地元住民の方が関わることにより、より密接に保護が図られるとともに、近年その必要性が叫ばれている「市民協働」の推進にも貢献するものと考えられます。

最後に、近年、袖ヶ浦市は、良好な子育て環境、袖ヶ浦駅海側の土地区画整理や交通網の発達等を背景に、新たなまちづくりが進められています。交通網の発達は現在に始まったことではなく、この袖ヶ浦市の通史的な特徴であり、山野貝塚が営まれた縄文時代においても、東京湾対岸を含め、各地からヒトやモノがもたらされていました。このような山野貝塚の歴史的背景を含めた交通の優位性を活かし、今後の整備により、教育面や観光面においても山野貝塚の活用が期待されます。

③山野貝塚に関わる法的規制

山野貝塚に関わる法的規制には以下のものがあります。

（ア）文化財保護法（1950（昭和25）年5月30日法律第214号）

山野貝塚は2017（平成29）年10月13日に国史跡に指定され、2019（平成31）年2月26日に追加指定されました。史跡指定地については、遺跡の現状を変更する場合には、文化庁長官の許可が必要となります（第125条第1項）。また、史跡指定されていない箇所については、周知の埋蔵文化財包蔵地^{ほうぞうち}となっており、土地の掘削を伴う行為を行う際には、埋蔵文化財発掘の届出が義務付けられており、埋蔵文化財保存のための措置を講ずる必要があります（第93条第1項）。

（イ）都市計画法（1968（昭和43）年6月15日法律第100号）

山野貝塚の史跡指定地は、都市計画法における市街化調整区域となっています。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域で、原則として新たな開発行為が制限されます。

（ウ）農地法（1952（昭和27）年7月15日法律第229号）

農地又は採草放牧地（第2条第1項）を農地以外の用途に転用する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません（第4条）。市道3002号線以北の山野貝塚の史跡指定地の大部分は農地ですが、同法第4条第1項第6号「土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合」については、許可が不要となるため、山野貝塚における農地転用は許可不要となります。

（エ）農業振興地域の整備に関する法律（1969（昭和44）年法律第58号）

優良農地確保のため「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域にある農地等を農用地区域として設定し、通常、農用地区域内の土地は、農業以

外の目的には利用できないことになっています。やむを得ず農業以外の用途に使用する場合には、農用地区域からの除外（農振除外）手続きが必要です。山野貝塚の史跡指定地の農地の大部分は農用地となっていますが、千葉県農地・農村振興課との協議により、史跡公園等として活用する場合は事業前後での除外手続きが必要とされています。

（オ） 森林法（1951（昭和26）年6月26日法律第249号）

市道3002号線の南側に所在する山林の大部分は森林法第5条に基づく森林計画区にかかる民有林となっており、同法第10条2により、開発には都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。そのため、森林計画区の樹木を伐採する場合は、伐採の届出が必要となります。

（カ） 電気事業法（1964（昭和39）年法律第170号）

山野貝塚史跡指定地に所在する送変電線鉄塔は事業用電気工作物とされ（第38条第3項）、その工事、維持管理において保安規程を定めなければならないとされています（第42条第1項）。そのため、送電線鉄塔付近における行為には規制が伴います。また、送電線下の土地については、地役権が設定されており、工作物の設置ができないなどの規制が伴います。

第3節 史跡の概要

1. 史跡の概要

山野貝塚は、東京湾東岸の貝塚群において、現存する大型貝塚の中では、最南部に位置する貝塚になります。また、東京湾東岸のほぼ中央付近に位置するという地理的特徴を反映して、東京湾東岸の内湾部の貝塚と外湾部の貝塚の両要素を併せ持つ貝塚でもあり、このような特徴を有する貝塚は、山野貝塚において他にはありません。

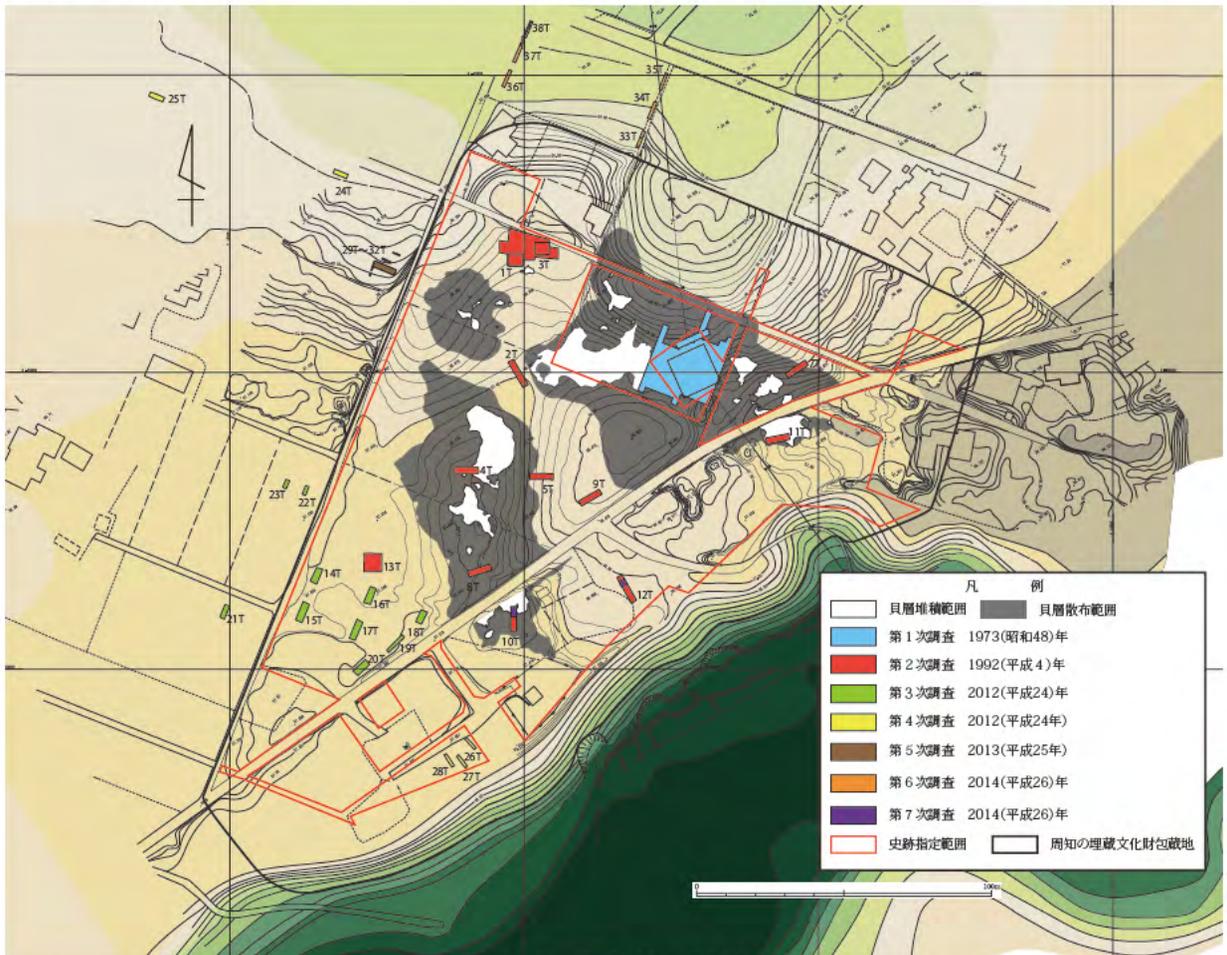
これらのことから、東京湾東岸の貝塚群を考えていくうえで、山野貝塚は欠くことのできない重要な遺跡と位置付けられます。

また、山野貝塚は縄文時代後期から晩期に営まれたムラの跡ですが、縄文時代以降、現代に耕作されるまで大きな土地の改変を受けていないことから、縄文時代の状況が非常によく保存されている遺跡です（第18図）。現在でも馬のひづめ状（馬蹄形）に広がる貝層の高まりとその貝層に囲まれた窪地（中央窪地）との高低差を現地で確認することができます。貝層は、西貝層、東貝層、北貝層の主要な貝層に3区分され、主要な貝層の外側に小規模な地点貝層が分布します。貝層の規模は、東西約140m、南北約110m、中央窪地の規模は、東西約70m、南北約80mで、貝層の最も標高の高い部分と中央窪地の最も標高の低い部分の高低差は約1.2mを測ります（第19図）。

なお、山野貝塚の面積は約30,000㎡になりますが、これまで正式に発掘調査された面積は約900㎡で、遺跡全体の約3%のみが調査されたに過ぎません。そのため、未調査部分については山野貝塚を理解するための情報が良好に保存されていると考えられます。



第 18 図 山野貝塚航空写真（1979（昭和 54）年国土地理院撮影）※半円形に広がる白い部分が貝層範囲



第 19 図 山野貝塚全体図

2. これまでの発掘調査

山野貝塚ではこれまで複数回の発掘調査が実施されています。ここでは、これらの調査の概要を紹介します。

○^{よこやましようざぶろう}横山将三郎踏査 1920（大正9）年

飯富地区の貝塚が学会に公表された初例。横山将三郎氏が小櫃川流域に所在する遺跡の一つとして踏査を実施。根形村（現袖ヶ浦市）飯富台に所在し、縄文土器、土偶、打製石斧、石皿を採集した貝塚として報告されました。

○^{さかづめなかお}酒詰仲男調査 1938（昭和13）年

酒詰仲男氏が^{おおばいわお}大場磐雄氏らとともに飯富貝塚の発掘調査を実施し、^{ほりのうち}堀之内式土器の他^{かそり}加曽利E式土器、石剣片、石斧などが出土しました。約1.5 m²程度の発掘調査で、キサゴを主体とした25 cm程の純貝層と貝層下の35 cm程の土層を確認しました。

○マッコード調査 1950（昭和25）年頃

駐留軍人のマッコード氏による2.25 m²程の小規模な調査で、厚さ約36 cmの貝層を確認したことや貝塚内に7箇所の貝層が存在していること、貝塚周辺に他の貝塚があることが指摘されました。この発掘調査で出土した遺物は、アメリカ国立スミソニアン自然史博物館に所蔵されています。マッコード氏の手記や報告によると、発掘場所の地名を「山野」と標記していることから、遺跡を山野貝塚として認識した中での調査であり、その発掘地については現在の山野貝塚であると考えられます。

○^{おおぐろたけぞう}大黒毅三遺物採集 1963（昭和38）年

飯富に所在する貝塚（山野貝塚）で大黒毅三氏が人骨を採集し、採集した人骨を東京大学に持ち込み、翌年東京大学により発掘調査が実施されました。

○^{えんどうばんり}遠藤萬里（東京大学）発掘調査 1964（昭和39）年

前年の人骨発見を契機に、その出土地点を東京大学の遠藤萬里氏が発掘調査を実施し、^{しんてんそろう}伸展葬の人骨1体が発見されました。前年に採集され東京大学に持ち込まれた人骨と調査により出土した人骨は現在でも東京大学総合研究博物館にその際の記録とともに保存されています。山野貝塚の数少ない埋葬骨として重要な資料です。

○第1次調査 1973（昭和48）年

送変電線鉄塔建設に伴い、貝層北東部の約500 m²の調査を行いました。山野貝塚における初の本格的な発掘調査になります。調査の結果、縄文時代後期前葉～後葉の貝層、晩期前葉の^{もりどいこう}盛土遺構、後期前葉の土坑1基が検出され、後期前葉堀之内式～晩期中葉前浦式の土器、土製品、石器、骨角歯牙製品等が発見されました。注目される遺物として、^{かしはら}櫃原式文様を有する近畿地方の特徴を有する土器、完全な形の^{どっこいし}独鈷石、オオツタノハ製の^{かいわ}貝輪が出土しました。さらに、魚やシカ・イノシシをはじめとする獣の骨等が大量に発見されました。これらの資料は、グリッドごとに層

位的に取り上げられており、山野貝塚の時期的変遷を考える上で貴重な資料となりました。



第20図 第1次調査調査風景（左：調査風景近景、右：調査風景遠景）

○第2次調査 1992（平成4）年

本調査は、千葉県内の重要遺跡の今後の保存・活用に向けた基礎資料を得ることを目的とし、千葉県教育委員会が実施しました。まず、発掘調査前の詳細なボーリング調査により、概ね140～110mの範囲に展開する貝層であることが判明し、それぞれ大きさの異なる数ブロックの貝層で構成されることも明らかとなりました。発掘調査の結果、柄鏡形住居跡を含む住居12軒、土坑19基が検出され、これらの遺構の多くは堀之内式期に相当し、この時期の遺構が貝層外に展開する傾向にあることが判明しました。本調査により、貝層の範囲などの基礎資料を得ることができ、また、堀之内式期には貝層範囲外への遺構の展開が確認され、時期により相異があると思われますが、集落としてはより広範囲に広がることが認識されました。



第21図 第2次調査調査風景（左：ボーリング調査風景、右：貝層検出状況）

○詳細地形測量 2012（平成24）年

山野貝塚の現状把握及び今後の活用資料を得るために、貝層や周辺部約47,000㎡の測量を実施しました。その結果、貝層の高まりや中央窪地の状況、今まで情報が不足していた貝塚南側の地形の状況が明らかとなり、貝層の遺存状態が良好であることが確認されました。

○第3次調査 2012（平成24）年

西側貝層南西側の範囲確認のため、6,673㎡を対象とした確認調査を実施しました。23箇所のトレンチを設定し、大部分が大きな攪乱を受けていましたが、貝層

に近いトレンチでは後期の住居跡 1 軒を確認しました。また、攪乱の中からも後期の土器が多数出土したことから、第 2 次調査で未確認であった西側貝層の周辺部にも集落が展開する可能性が高まりました。

○第 4 次調査 2012（平成 24）年

貝層の北西側と南西側の 2 箇所範囲確認調査を実施しました。北西側の調査区は 2 箇所のトレンチを設定し、いずれも上部が削平^{さくへい}を受けていたため、遺跡範囲を確認することができませんでした。南西側の調査区は 3 箇所のトレンチを設定し、縄文時代の遺構は確認できませんでした。縄文時代後・晩期の遺物が少量出土し、さらに南西側隣接地から一定量の縄文土器が表面採集できることから、貝層南西側の台地縁辺部付近まで遺構が展開している可能性が考えられました。

○第 5 次調査 2013（平成 25）年

第 4 次調査で確定できなかった貝塚北西側の範囲確認について地点を変えて実施しました。北貝層に近接する位置にトレンチを設定し、耕作土や攪乱から多量の縄文時代の遺物が出土しましたが、他のところから持ち込まれた土である可能性が高いと考えられました。

○南貝層現地確認 2013（平成 25）年

第 4 次調査区の 20 m 北西側の地権者よりゴミ穴から貝が見つかった旨の連絡を受け、現地確認を行ったところ、貝塚の貝と思われるアラムシロ・イボキサゴ・イボニシ・ツメタガイ・アサリ・シオフキを確認できました。ボーリング調査を行ったところ、直径約 2 m の不整形の範囲に貝が堆積していることから、遺構内貝層の可能性が高く、台地縁辺部まで遺構が展開する可能性が高まりました。

○第 6 次調査 2014（平成 26）年

貝層の北側から北東側へ傾斜する斜面部の調査で、遺構や遺物包含層は確認できませんでした。堀之内式と加曾利 B 式土器が若干出土しました。本調査の結果から、貝層北側から北東側斜面部への遺構の展開は薄いと考えられました。

○第 7 次調査 2014（平成 26）年

学術的価値を明らかにするための資料の蓄積を目的とし、第 2 次調査で調査した貝層南西端と中央窪地 2 箇所のトレンチを再発掘し、貝層・土層堆積の再確認及び貝層サンプル採取と貝層断面の剥ぎ取りを行いました。貝層南西端の再発掘では、堀之内式期と加曾利 B 式期の 2 時期の貝層が確認されました。一方、中央窪地の再発掘では、立川ローム最上層の



第 22 図 第 7 次調査貝層断面剥ぎ取り状況

Ⅲ層が欠如している可能性が判明したことから、昭和48年の第1次調査で確認したローム質の黄褐色土の供給元が中央窪地のローム土であった可能性を考えられる成果を得ました。

3. 発掘調査の成果

(1) 遺跡の広がり形成 (第23・24図)

山野貝塚は縄文時代後期前葉～晩期中葉まで営まれた集落の跡です。これまで、住居跡13軒、土坑21基、盛土遺構1箇所、複数の貝層が検出され、大量の遺物が発見されました。これらの遺構や遺物は、時期によりその分布状況が異なり、最終的に現在見られる馬蹄形の貝層を形成したと考えられます。

時期ごとの遺構の分布等について概観すると、まず、山野貝塚と北東側の浅い谷を隔てて隣接する伊丹山遺跡^{いたみやま}で後期初頭の集落が形成されます。

その後、後期前葉になると対岸の山野貝塚に大規模な集落が形成され、馬蹄形貝塚の原型もこの時点から形作られたものと考えられます。北側貝層範囲外では、これまでの山野貝塚の発掘調査の中で唯一精査を実施した柄鏡形住居跡と土器を棺とした墓と考えられる遺構を検出しました。また、西貝層南部の中央窪地との境界付近で、後の後期中葉のものも含め2体の埋葬人骨が発見されました。この時期の遺構や遺物は、主要貝層範囲及びその範囲の外側から検出される傾向にあります。

続く後期中～後葉にかけても引き続き集落が営まれ、貝層も形成されますが、遺構や遺物は主要貝層範囲及びその内側から検出される傾向にあります。一方、北東側緩斜面においては、前時期よりも外側に遺物が廃棄される様子がうかがえます。

晩期になると貝層や住居などの明確な遺構は検出されず、遺物は中央窪地から多く出土する傾向にあります。一方、北東側緩斜面においては、前時期の貝層を含む廃棄層よりさらに外側で、ローム質黄褐色土層によりあたかも斜面を埋立てるような盛土遺構が検出されています。

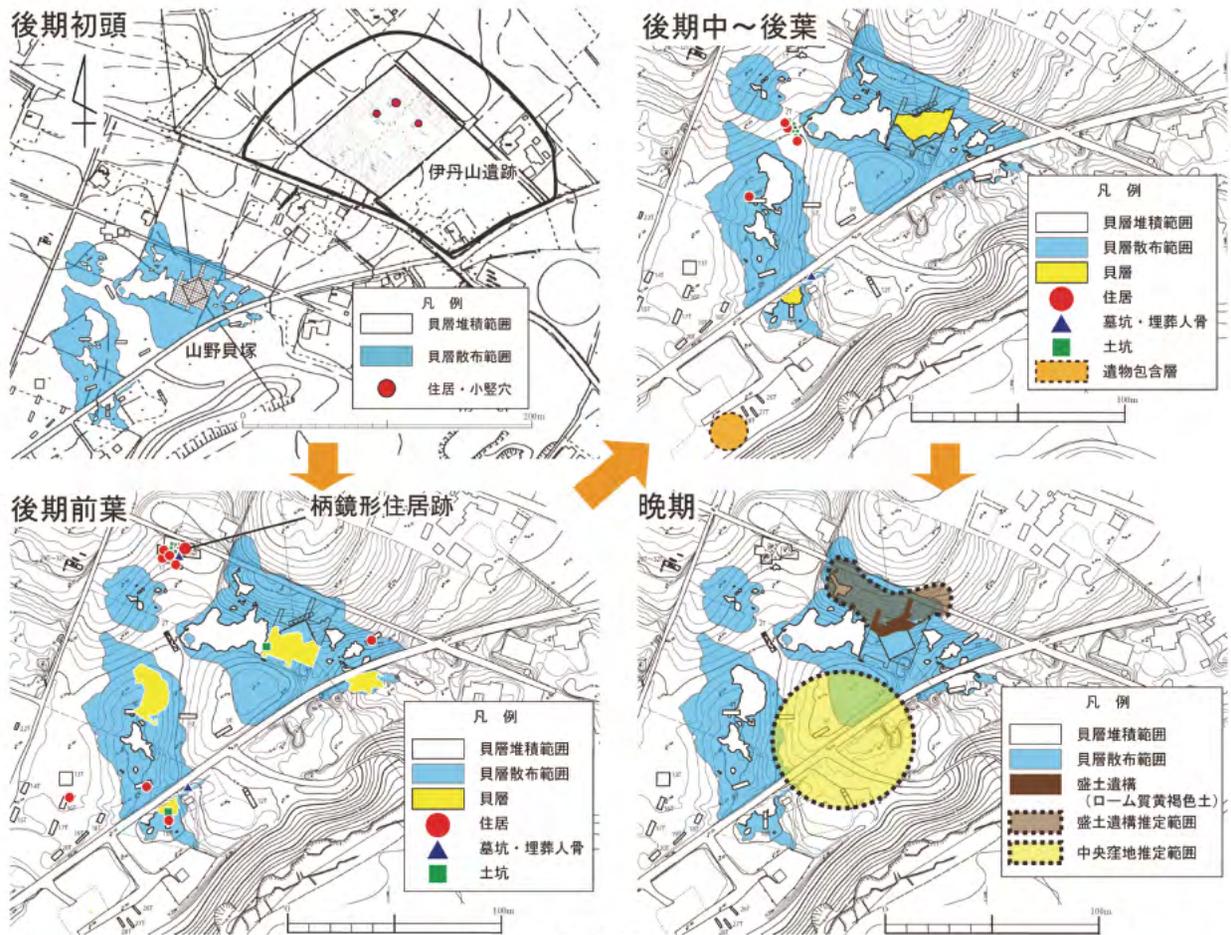
このように、山野貝塚の集落の変遷をみると、時期が新しくなるにつれて集落の外から内へ遺構及び遺物の分布が変遷する傾向がうかがえます。これは同時期の同様な形態や規模を有する遺跡と同じ傾向を示しています。一方、北東側緩斜面部においては、時期を経るにつれて、内から外へと遺物を廃棄する様相がうかがえ、集落全体の変遷とは逆の方向性を示します。

(2) 出土遺物の特徴 (第25・26図)

山野貝塚からは数多くの遺物が出土しています。

土器は、1,677 kg出土しました。縄文時代中期末葉加曾利E IV式期^{かそり}から増加する傾向にあり、後期前葉の堀之内1式期^{ほりのうち}が最も多くなり、晩期中葉まで量を減らしながらも継続的に出土します。各時期ともに他地域からもたらされた土器が認められますが、後期中葉の近畿地方の土器型式である元住吉山I式土器^{もとすみよしやまいち}に類似する土器は、千葉県内では希少な出土事例として注目されます。

土製品は234点出土しました。漁網の錘として利用されたと考えられる土器片錘^{どきへんすい}やお祭りに利用されたと考えられる土偶^{どぐう}や土版^{どばん}が比較的多く見つかっています。



第 23 図 山野貝塚時期別変遷図



a 第 2 次調査後期前葉柄鏡形住居



b 第 2 次調査後期前葉土坑墓



c 第 1 次調査後期中～後葉土器、動物骨出土状況



d 第 1 次調査北東側緩斜面盛土遺構断面

第 24 図 山野貝塚から発見された遺構



a 土器



b 骨角歯牙製品 ※右上が銚先



c 土製品



d 石器

第 25 図 山野貝塚から発見された遺物

石器は 643 点出土しました。礫を素材とした磨石や石皿、砥石などの調理具や加工具と考えられる石器が多い傾向にあります。石材は広範囲からもたらされている可能性が考えられ、磨製石斧は、山野貝塚から 200 km 以上離れた新潟県の村上地域や糸魚川方面や秩父方面からもたらされたと考えられています。また、石鏃に利用されたガラス質黒色安山岩は、当地域や下総台地北西部の遺跡では出土例がなく、山野貝塚の特徴といえます。

骨角歯牙製品は 145 点出土しました。ヤスなどの刺突具や垂飾などの装飾品の他、加工されたものが出土しています。刺突具の中で特徴的な遺物として、銚先が挙げられます。銚先は外湾域に生息するイルカやクジラなどの海生哺乳類の捕獲に用いられた道具と考えられ、山野貝塚の外湾的要素を示す遺物として注目されます。

貝製品は 33 点出土し、内訳は貝刃 28 点、貝輪 2 点、垂飾 3 点です。貝輪のうち 1 点はオオツタノハを素材とし、垂飾はイモガイとツノガイを素材としています。オオツタノハは、現在伊豆諸島の八丈島まで生息が確認されており、海を越えて山野貝塚にもたらされたと考えられます。また、イモガイとツノガイも南房総方面か

らもたらされたと考えられます。

山野貝塚から出土した遺物は種類、量ともに数多く、その中でも他の地域からもたらされたものが特徴的に認められます。これら各地からもたらされた遺物は、山野貝塚がこの地域の拠点となる集落であったことを物語る重要な資料です。



第 26 図 山野貝塚にもたらされたモノの動き (袖ヶ浦市郷土博物館 2018 を一部改変)

(3) 動物資源の獲得と利用

山野貝塚からは、貝類、動物の骨などの自然遺物が数多く出土しています。現生標本との比較等により、貝や骨の種類を確認した結果、これらの自然遺物は山野貝塚の地理的特徴をよく示し、遺跡の重要性を明らかにしています。

① 貝類

27 科 37 種以上確認されました。発見された貝類の個体数の割合をみると、直径 2 cm 程のイボキサゴが 75.6% と圧倒的に多く、ハマグリ 8.2%、シオフキ 4.9%、マテガイ 4.6%、ツメタガイ 2.7% と続きます。内湾の砂泥底の干潟に生息する種類が大部分を占めており、山野貝塚の周辺の海岸に広がっていた干潟で貝が採取されていたと考えられます。イボキサゴについては意図的に破碎された可能性も指摘さ

れており、食用以外に利用された可能性も考えられています。主要な貝類の大きさをみると、ツメタガイ以外は、後期前葉よりも後期中～後葉になるとサイズが大きくなります。サイズの大型化は同時期の周辺貝塚でも認められ、後期中葉以降になると採貝活動に変化があった可能性が考えられます。食用以外の貝類の利用として、ハマグリとカガミガイの貝殻が貝刃（貝殻の縁辺を打ち欠いて刃を形成した道具）、フネガイ科の貝殻が貝輪（貝の表面に穴をあけて作成した腕輪）の素材として利用される他、ツノガイ、イモガイが装飾品に利用されています。



第 27 図 山野貝塚出土の主要貝類

②魚類

47 種類確認されました。魚類は現地採集資料（大型資料）と水洗選別資料（小型資料）で内容が大きく異なります。現地採集資料では、クロダイ、スズキ、マダイが多く、水洗選別資料ではイワシ類が圧倒的に多く、アジ類がそれに次ぎ、両資料とも時期的な変化は認められません。確認された魚類の生息域をみると、内湾に生息する種類または内湾域に來遊する回遊魚が大半を占めていますが、少数ですが、マグロ、カツオ、トビウオのような外洋性回遊魚、コシウダイ、カナガシラなどの岩礁域がんしょうに生息する種類が認められることから、外湾的な様相をやや強く示しています。主要な魚の大きさをみると、スズキ、マダイ、フグに大型の個体が目立つ傾向にあります。食用の他、エイの尾の棘が刺突具に、サメ類の椎骨が装飾品に利用されています。



第 28 図 山野貝塚出土の魚の骨

③爬虫類

ウミガメ 1 種類が確認されました。他の東京湾内湾部の遺跡と比べるとウミガメの出土量が若干多い傾向にあり、出土骨の大半を指の骨が占めています。東京湾東岸の縄文時代後期の貝塚では、ウミガメの指の骨を装飾品に利用することが多いことから、山野貝塚が他の集落への供給元の 1 つであった可能性も考えられます。

④鳥類

13 種類確認されました。出土量は、全時期を通じてカモ類が最も多く、キジ類、ウ類がそれに次ぎます。後期中～後葉になると、外洋に生息するアビ類が多くなる

傾向にあります。食用や羽毛が利用されたと考えられる他、骨の内部に空間の多い鳥類の骨は、管状の装飾品の素材として利用されました。

⑤ 小型哺乳類

10種類確認されました。出土量は、イヌが最も多く、その他、タヌキ、ムササビ、アナグマ、ノウサギ、ニホンザルと続きます。イヌの中には全身骨格が揃って発見されたものがあり、埋葬された可能性も考えられます。食用や毛皮が利用されたと考えられる他、種類不明の顎の骨が装飾品の素材として利用されました。

⑥ 大型哺乳類（イノシシ・シカ）

全時期を通じて脊椎動物骨の出土量で最も多く、シカの方が多く出土しています。年齢構成を見ると、イノシシ・シカともに幼獣から成獣まで幅広い年齢が混在しています。食用や毛皮が利用されたと考えられる他、骨、角、牙が、刺突具や装飾品など様々な製品の素材として利用されており、山野貝塚に暮らした人たちにとっては大変重要な存在であったと考えられます。



a イノシシの骨

b シカの骨

第29図 山野貝塚出土のイノシシ・シカの骨

⑦ 海生哺乳類

イルカ・クジラ類が確認されました。イルカ・クジラ類の出土量は山野貝塚以北の同時期の内湾の貝塚と比べてかなり多く、これは山野貝塚が外湾的な要素が強いことを示しています。クジラ類の骨が装飾品の素材として利用されています。



第30図 山野貝塚出土の海生哺乳類の骨

(4) 東京湾東岸における山野貝塚の位置付け

これまで見てきたように、山野貝塚は縄文時代後期前葉から晩期中葉まで営まれる集落であり、後期前葉から後葉にかけては馬蹄形に展開する貝塚が形成されます。出土遺物も豊富であり、また、他地域からの遺物が集積し、継続期間の長さ、遺跡の規模の大きさを考え併せると、この地域の拠点となる集落であったと考えられます。

また、地理的特徴を反映して、魚類の組成をみると、東京湾内湾域と外湾（湾口）域の中間的な様相が認められます。東京湾東岸の貝塚における現地採集資料の割合を比較すると、市原市西広貝塚と山野貝塚の間で劇的な変化が認められ、山野貝塚ではクロダイ、スズキに代表される内湾域に生息する種の他に外湾域に生息するマダイが主要な魚となります（第31図）。

このことは、山野貝塚が「東京湾東岸に現存する最南部の大型貝塚」であると同時に、「東京湾東岸において外湾的要素を強く示す最北部の大型貝塚」とも位置付けられます。東京湾東岸に数多く分布する貝塚の中で、このような特徴を有する大型貝塚は山野貝塚において他にはなく、東京湾東岸の貝塚群を考えていくうえで、山野貝塚は欠くことができない重要な貝塚です。



第31図 東京湾東岸に所在する貝塚から発見される主な魚の種類（大型魚骨の出土量に基づく）

第3章 史跡等の本質的価値

第1節 史跡等の本質的価値の明示

山野貝塚の本質的価値は大きく以下の4点にまとめられます。

- ①縄文時代の景色を今に残す、保存状態が良好な貝塚（第18・19図）
 - ・東西約140 m、南北約110 mの範囲に貝層が馬蹄形に展開する
 - ・貝層に囲まれた約70 mの範囲が窪地地形を呈し、貝層と窪地の高低差が1.2 mを測る
 - ・これまで保護すべき面積約30,000 m²のうち、約900 m²の調査しか行っておらず、本地域の歴史・文化や縄文時代の研究に寄与する潜在的な価値が残されている
- ②東京湾東岸に現存する大型貝塚の中で最も南側に位置する貝塚（第12図）
 - ・東京湾東岸に連綿と分布する縄文時代の貝塚の中で、現存する大型貝塚としては最も南側に位置する
- ③東京湾東岸のほぼ中央部に位置するという地理的特徴を反映する貝塚（第12・31図）
 - ・出土した魚の種類は、内湾域に生息するスズキ、クロダイを主体としながらも外湾域に生息するマダイが一定量含まれ、内湾、外湾の両要素を併せ持つ貝塚
 - ・岩礁域及びその周辺に生息するコショウダイ、カナガシラのほか、外洋性の回遊魚である、マグロ、カツオ、トビウオが少ないながらも認められる
 - ・他の内湾部の貝塚と比べると、クジラ・イルカ類の出土が比較的多い
 - ・クジラ・イルカ類をはじめとする海生哺乳類を捕獲する道具である「銚先」が出土
- ④東京湾東岸の拠点集落（第23～26図）
 - ・縄文時代後期前葉から晩期中葉まで、1,000年以上長期間継続的に営まれ、かつその変遷がわかる集落
 - ・継続期間中の生活痕跡を示す土器などの遺物が大量に出土する集落
 - ・縄文時代後・晩期の大規模な集落に認められる盛土遺構が検出される集落
 - ・関西、東北地方の土器や新潟、長野、秩父方面の石材を利用した石器、海を越えた八丈島に生息するオオツタノハを素材とした貝輪など、遠隔地からもたらされた遺物が集約する交易の結節点

第2節 構成要素の特定

1. 構成要素の区分

山野貝塚及びその周辺を構成する要素は、(1) 本質的価値を構成する要素、(2) 価値を有する要素、(3) 保存活用に資する要素、(4) その他の要素に分けられます。

(1) 本質的価値を構成する要素

馬蹄形の貝層など、山野貝塚が史跡である所以を如実に示す要素になります。

(2) 価値を有する要素

史跡指定地あるいは保護すべき範囲に隣接し、それと一体となって山野貝塚の本質的価値を構成する可能性がある要素になります。今後の調査等によっては史跡指定を目指す要素になります。

(3) 保存活用に資する要素

史跡内に設置した案内板等の史跡の価値を周知する要素や駐車場等の便益施設になります。また、第1章第3節において、本計画が山野貝塚の周辺まで含めることから、山野貝塚周辺に所在する文化財や文化施設等、さらには自然環境までを保存活用に資する要素として捉えます。

(4) その他の要素

(1)～(3)以外の要素で、史跡の価値に関わらない要素になります。史跡の保護において、除却または移転等が必要とされる要素になります。

これらの要素を史跡指定地内と史跡指定地外に分けて表記したものが表3と4です。

2. 史跡指定地内の構成要素及びそれらの概要(第32図、表3)

史跡指定地内における本質的価値を構成する要素は、大きく「地理的環境」と「遺構」に分けられます。

地理的環境とは、山野貝塚がまさしくこの袖ヶ浦の地に営まれたこと自体であり重要ですが、実体の構成要素としては特定できません。

山野貝塚を最も特徴づける遺構は、馬蹄形に展開する貝層と貝層に囲まれた中央窪地で、現地に行くとその広がりや高低差を実感することができます。遺跡は埋蔵文化財とも呼ばれるように、古墳や城跡などを除き、多くの場合は地中に埋蔵され地上で見えることはできません。縄文時代の遺跡の中で、貝塚は数少ない地上に表出した遺跡であり、山野貝塚はその中でも極めて保存状態が良好な貝塚になります。

一方、史跡指定地内のその他の要素には、送電線鉄塔をはじめとする工作物が多く認められ、今後の整備において除却、移転等を検討する必要があります。また、縄文時代に利用されていたエノキが植わっています。現在、山野貝塚の植物資源に関するデータがありませんが、今後の調査研究によりエノキの取扱が変わる可能性もあります。

3. 史跡指定地外の構成要素及びそれらの概要(第33・34図、表4)

遺跡北東部における未指定範囲の保護する範囲には、史跡指定地北東側から貝層と盛土遺構が続いていると考えられ、本質的価値を構成する要素と捉えられます。南斜面と北東斜面は保護すべき範囲に隣接し、斜面という特徴的な地形からも、史

跡と一体化してとらえるべき要素であり、今後史跡指定する必要も考えられます。

保存活用に資する要素は、山野貝塚と一体化した活用を検討する文化財や公共施設等が多く挙げられます。中でも袖ヶ浦市郷土博物館はその核となる施設です。

また、山野貝塚の西方約5kmに所在する盤洲干潟は、東京湾岸に残された数少ない干潟の中で最大規模の干潟であり、イボキサゴをはじめとする縄文時代の有用資源を現在でも採取できます。

表3 史跡指定地内の構成要素（第32図参照）

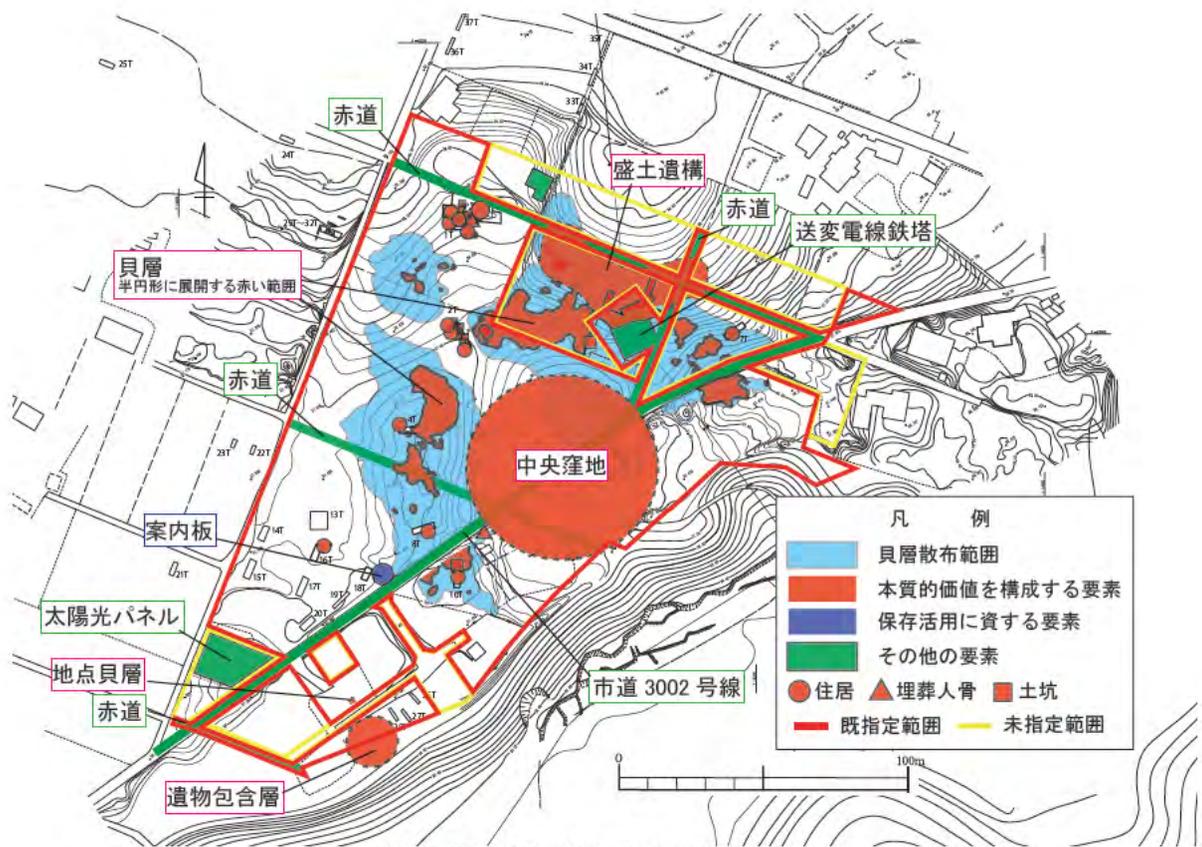
(1)本質的価値を構成する要素	
○遺構	
構成要素	構成要素の概要
馬蹄形に展開する貝層	<ul style="list-style-type: none"> ・東西約140m、南北約110mに展開(第18、19図) ・後期前葉から後葉にかけて形成(第23図) ・同時期の遺構と重複 ・土器・土製品、石器・石製品、骨角歯牙製品等の人工遺物出土(第25図) ・貝類(イボキサゴ・ハマグリ等)、獣骨(シカ・イノシシ等)、魚骨(スズキ、クロダイ、マダイ等)、人骨等の自然遺物出土(第27～30図) ・出土遺物には広域からもたらされたものが認められる(第26図)
中央窪地	<ul style="list-style-type: none"> ・貝層内側直径70mの範囲(第18、19図) ・貝層との高低差約1.2m ・晩期の遺物が主体的に出土(第23図) ・遺構があまり検出されない空間
地点貝層	・遺跡南西端部付近の馬蹄形貝層範囲の外側に分布(第8図22)
盛土遺構 (第10図36、第24図d)	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡北東側緩斜面に分布するローム質黄褐色土 ・晩期の土器を多く含有する人為的な堆積層
遺物包含層	・遺跡南西端部に所在する、加曾利B式土器を含む土層
住居跡	<ul style="list-style-type: none"> ・貝層範囲外側と貝層範囲内を中心に、これまで13軒検出 ・西関東の要素である柄鏡形住居跡を含む(第24図a)
土坑	・貝層範囲外側と貝層範囲内を中心に、これまで21基検出(第24図b)
埋葬人骨	・貝層南西部の窪地との境界付近で、これまで2体検出
(3)保存活用に資する要素	
○工作物	
構成要素	構成要素の概要
案内板(第7図11、12)	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡南西側に設置 ・来跡者へ史跡の概要を紹介
(4)その他の要素	
○工作物	
構成要素	構成要素の概要
送電線鉄塔(第6図8)	<ul style="list-style-type: none"> ・北東部貝層から緩斜面部、昭和48年発掘調査跡に建設 ・耐用年数経過後に建替えの可能性あり ・送電線下には地役権が設定される
電柱	・市道3002号線に沿って7箇所設置
建物(第8図20、第9図27)	・遺跡南側に数軒
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡の北東～南東に走行する市道3002号線(第7図9、11) ・市道3002号線北側に、北西～南東に走行する赤道3本、北東～南西に走行する赤道1本(第6図7、第7図15、16、第8図18)
○畑	<ul style="list-style-type: none"> ・馬蹄形に展開する貝層と重複する広い畑(第7図13、14第9図28、31) ・市道3002号線南側の分譲地等で耕作される畑((第8図21、22)
○樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・送電線周辺に繁茂する雑木(第6図8) ・指定範囲南西端に繁茂する雑木(第8図21) ・市道3002号線南側のエノキ林(第9図26、27)

表4 史跡指定地外の構成要素（山野貝塚から概ね半径2kmの範囲：第33・34図参照）

(1) 本質的価値を構成する要素(保護すべき範囲内)	
○遺構	
構成要素	構成要素の概要
馬蹄形に展開する貝層	・馬蹄形貝塚の東側を構成する貝層
盛土遺構 (第10図36、第24図d)	・遺跡北東側緩斜面に分布するローム質黄褐色土 ・晩期の土器を多く含有する人為的な堆積層 ・昭和48年発掘調査範囲から広がる可能性のある範囲
遺物包含層(第8図17)	・遺跡西端部、太陽光パネル設置時の試掘で土器が出土
(2) 価値を有する要素(保護すべき範囲外の周知の埋蔵文化財包蔵地及びその周辺)	
○地形・遺構	
構成要素	構成要素の概要
南斜面 (第8図23、24、第9図25)	・南側斜面から馬蹄形貝塚南側開口部へのつながり(道路状遺構が存在する可能性)
北東斜面(第10図36)	・指定範囲、保護すべき範囲で確認される盛土遺構が広がる可能性
遺物包含層	・遺跡範囲外東部、後期の土器が多量に出土(所有者から寄贈)
(3) 保存活用に資する要素	
○工作物等	
構成要素	構成要素の概要
案内板(第6図4)	・遺跡東側角山配水場隣接地に設置 ・来跡者へ史跡の概要の紹介と史跡の位置を案内
誘導サイン (第10図37～40)	・遺跡北東側、たちばな交差点に設置 ・来跡者へ史跡の位置を案内
○埋蔵文化財(遺跡)	
構成要素	構成要素の概要
伊丹山遺跡	・山野貝塚に先行する後期初頭の集落
角山遺跡	・山野貝塚と重複する時代の遺物出土
飯富遺跡	・縄文時代早期前葉を中心とする遺跡
飯富馬場遺跡	・縄文時代後期の貝層
真里場貝塚	・縄文時代後期と思われる貝層(かつての飯富貝塚の可能性)
宮ノ越貝塚	・縄文時代中期～後期にかけての貝塚で、山野貝塚と継続期間が重複 ・山野貝塚とともに、当地域の縄文時代を考えるうえで重要な遺跡
大宮台貝塚	・縄文時代早期後葉の貝塚で、同時期としては県内でも数少ない斜面に形成された貝塚
根形台遺跡群	・旧石器時代から近世までの各時代の遺構等が重複する大遺跡
真里場古墳群	・約20基の円墳からなる古墳時代後期の群集墳
鼻欠古墳群	・少なくとも5基からなる古墳時代中～後期の古墳群
○指定文化財	
構成要素	構成要素の概要
上総掘りの技術	・国指定重要無形民俗文化財(2006(平成18)年指定)
飽富神社及び東照宮	・式内社 ・飽富神社の筒粥 (千葉県指定無形民俗文化財:1987(昭和62)年指定) ・飽富神社及び東照宮 (袖ヶ浦市指定有形文化財:1978(昭和53)年指定) ・飽富神社:1691(元禄4)年に再建 ・東照宮:1864(元治元)年に再建
十一面千手観音菩薩立像 (飯富寺)	・袖ヶ浦市指定有形文化財(2000(平成12)年指定)
旧進藤家住宅	・1851(嘉永5)年完成 ・袖ヶ浦指定有形文化財(1989(平成元)年指定) ・1991(平成3)年、袖ヶ浦市郷土博物館に移築
お袖塚古墳	・古墳時代後期の円墳で、埴輪が出土 ・袖ヶ浦市指定史跡(1978(昭和53)年指定)

表4 史跡指定地外の構成要素（続き）

(3) 保存活用に資する要素	
○公共施設等	
構成要素	構成要素の概要
角山配水場(第6図1)	<ul style="list-style-type: none"> ・入口前面を仮駐車場として利用 ・大型バス利用時の臨時駐車場として場内を利用 ・仮駐車場の案内板設置 ・史跡の案内板設置
袖ヶ浦市郷土博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・袖ヶ浦市の歴史を理解するための拠点 ・山野貝塚の出土品を展示
根形公民館	・根形地区を中心とした社会教育関係事業
長浦公民館	・長浦地区を中心とした社会教育関係事業
長浦おかのうえ図書館	・長浦地区を中心とした図書館活動
袖ヶ浦公園	・袖ヶ浦市民の憩いの場である総合公園
市内小中学校	・蔵波小学校・根形小学校・蔵波中学校・根形中学校・昭和中学校
ゆりの里	・農畜産物直売所
袖ヶ浦健康づくり支援センター(ガウランド)	・市民の健康増進や保持を支援し、総合的な健康づくり活動を展開
○自然	
構成要素	構成要素の概要
史跡周辺の奈良輪境川水系と小櫃川水系谷筋と当時の海岸線	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良輪境川水系の谷筋は海岸へ向かうルートの可能性 ・埋立以前の海岸線は山野貝塚から直線距離で約2km
盤洲干潟	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾岸に残された数少ない干潟のうち、最大規模の干潟。 ・東京湾東岸の縄文貝塚から発見される自然遺物が現存 ・東京湾東岸の縄文貝塚を特徴づけるイボキサゴが大量に生息 ・干潟とアシ原など縄文時代の海岸を彷彿とさせる景観
(4) その他の要素	
○工作物等	
構成要素	構成要素の概要
住宅(第9図32)	・遺跡北部に1軒
太陽光パネル(第8図17)	・遺跡南西端部に設置



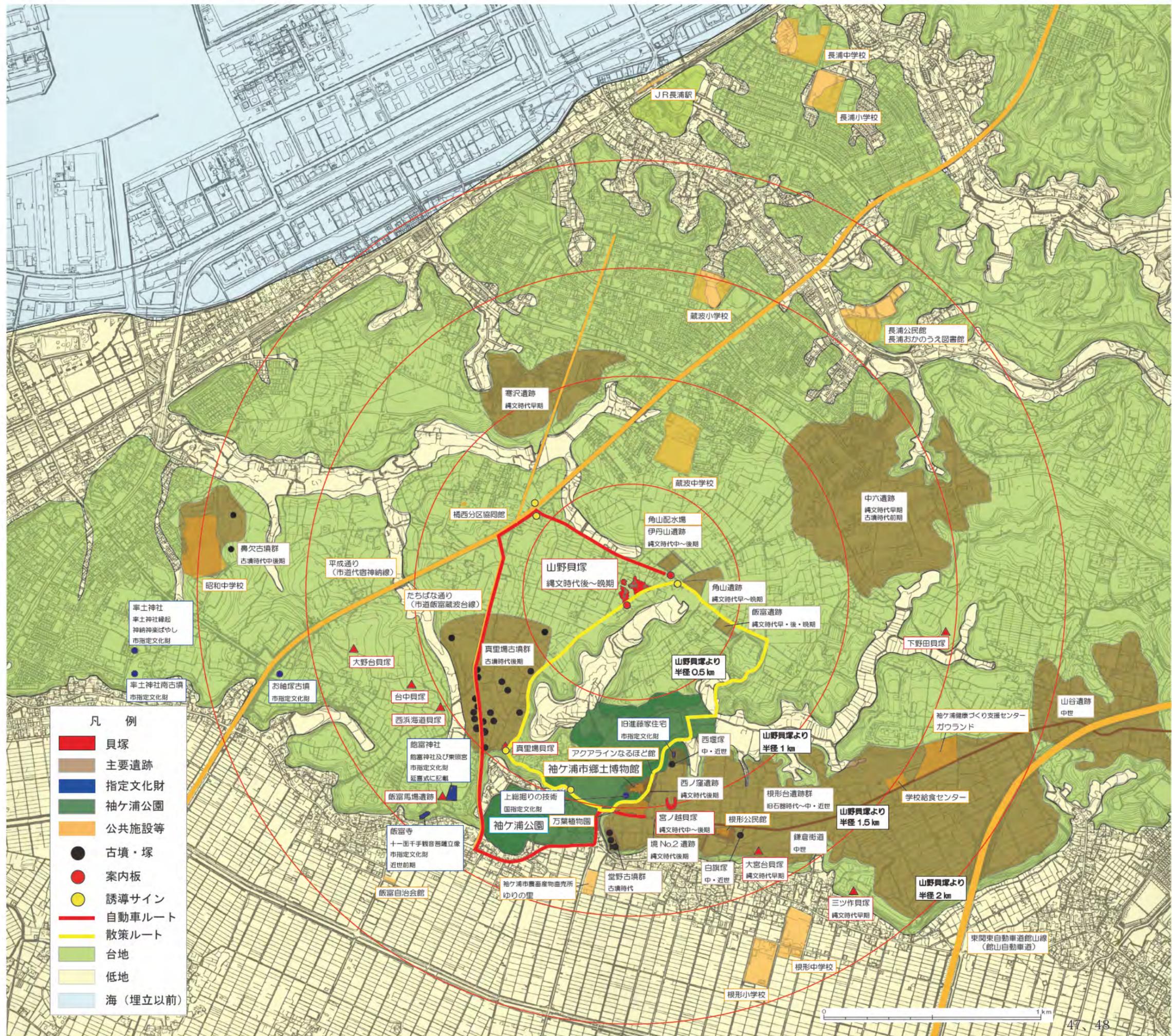
第 32 図 史跡指定地内の構成要素



- ・ JR長浦駅～蔵波台バス停 (2.5 km、バス 10 分) ～山野貝塚 (1.6 km、徒歩 20 分)
- ・ JR長浦駅～蔵波二ノ堀バス停 (2.4 km、バス 6 分) ～山野貝塚 (1.7 km、徒歩 21 分)
- ・ 袖ヶ浦バスターミナル～JR袖ヶ浦駅 (2.2 km、バス 9 分) ～
JR袖ヶ浦駅～袖ヶ浦公園バス停 (4.2 km、バス 13 分) ～山野貝塚 (1.8 km、徒歩 22 分)
- ・ 平川行政センターバス停～袖ヶ浦公園バス停 (8.2 km、バス 24 分) ～山野貝塚 (1.8 km、徒歩 22 分)
- ・ 姉崎袖ヶ浦 IC～山野貝塚 (5.5 km、車両 13 分)
- ・ 袖ヶ浦 IC～山野貝塚 (5.6 km、車両 12 分)
- ・ 木更津北 IC～山野貝塚 (9.6 km、車両 18 分)

第 33 図 史跡指定地外の構成要素 (盤洲干潟と主要交通経路)

(国土地理院発行 25,000 分の 1 地形図 奈良輪・姉崎・木更津・上総横田を合成し加筆)



袖ヶ浦市郷土博物館～山野貝塚

・徒歩 1.6 km、20分

・自動車 3.4 km、9分

第34図 史跡指定地外の構成要素
(周辺文化財、施設等)

((財)日本地図センター発行『迅速測図
原図復刻版』762・763を基に埋立以前の
旧海岸線と地形を復元)

第4章 大綱・基本方針

これまで見てきた山野貝塚の本質的価値とその構成要素を踏まえ、山野貝塚の取扱に関する大綱・基本方針を次のように位置づけます。

陸と海、そして、過去・現在・未来をつなぐ山野貝塚

基本方針

①山野貝塚は、縄文時代の人々の生活を明らかにするだけでなく、自然と人間の関わり方など、現代を生きる私たちの課題についても1つの視点を示してくれます。過去の山野貝塚を通して、現在の私たちの生活を考え、さらに未来へつないでいくために保存を図ります。

②山野貝塚の本質的価値を周知するために活用を図ります。特に山野貝塚が東京湾東岸のほぼ中央部に立地する地理的環境を反映し、且つこの地域の拠点となるムラの1つであったということから、東京湾の対岸を含めた周辺地域をつなぐ活用を図ります。

③山野貝塚の良好な保存状態を維持するとともに、山野貝塚の本質的価値を明らかにするための整備を図ります。また、山野貝塚の地理的特徴という価値を反映するために、周辺文化財や施設、さらには自然環境と一体化した整備を図ります。

④史跡及び埋蔵文化財が地域に根差し、長年にわたり受け継がれてきた文化財であることから、行政のみならず地域住民とともに持続可能な運営体制の確立を図ります。

第5章 保存（保存管理）

第1節 現状・課題

1. 現状

山野貝塚は、保護すべき範囲の約7割が指定されましたが、残り約3割については未指定となっています（第4図、表2）。指定地の大部分は民地であり、所有者が管理を行っている一方、袖ヶ浦市が管理団体に指定され、史跡としての管理を行っています。また、史跡指定された範囲については、適切な保存と効果的な活用のため公有地化を進めています。

土地利用としては、市道3002号線北側の馬蹄形に展開する貝層の大部分が畑として耕作されていますが、近年の大型機械による耕作により、史跡を特徴づける貝層が破壊されつつあります（第5～11図）。1973（昭和48）年に発掘調査された東側貝層には送変電線の鉄塔が建設され、縄文時代の景観を損ねているとともに、耐用年数経過後の建て替えが行われる可能性があります。史跡西側に隣接する地点には太陽光パネルが設置されています。

一方、市道3002号線の南側は、地目が山林となっていますが、一部で耕作が行われており、耕作に伴う小屋が設置されています。その東側にはエノキの巨木が植わっています。また、西側の分譲地の一部には工作物の残骸が残されています。史跡指定地外の南側谷部は埋立られ、自然地形を残していません。さらに自然地形が残されている斜面部への埋立の計画がみられます。

2. 課題

上記の現状に対する課題として以下の点が挙げられます。

- 史跡を確実に保存するために、保護すべき範囲全体の史跡指定と公有地化が必要とされます。
- 史跡を確実に保存するために、現状変更の取扱基準を明確化する必要があります。
- 工作物に関しては、今後の撤去や移転に向けて継続的に協議を進めていく必要があります。
- 樹木等の自然物に関しては、森林計画や今後の活用を踏まえ、伐採、剪定等の管理をする必要があります。
- 公有地化後の除草、剪定等の維持管理方法について考える必要があります。

第2節 方向性

史跡山野貝塚の本質的価値を確実に保存し、後世へ継承するために、以下の方向性を定めます。

- 未指定地の史跡指定と未公有地の公有地化を推進します。
- 現状変更の取扱基準を明確化し、史跡を確実に保存します。
- 保存にあたり、以下のように史跡指定地内外を3区分します（第35図）。

I 地区：史跡指定地

II 地区：史跡未指定地・周知の埋蔵文化財包蔵地
(今後指定を目指す保護すべき範囲)

III 地区：史跡未指定地・周知の埋蔵文化財文化財包蔵地

また、I 地区については土地の置かれた現状により細分し、現状変更の取扱基準を定めます。

I - 1 地区

史跡指定地の中で、馬蹄形に展開する貝層の高まりと窪地の高低差が明瞭に視認できる範囲であり、貝層範囲外に展開する遺構も確認され現状で最も重要な地区になります。表出する遺構と地下に埋蔵されている遺構・遺物を確実に保存します。

I - 2 地区

史跡指定地の中で、馬蹄形貝塚の南端部で、貝層範囲外に展開する遺物集中箇所や地点貝層が確認されています。現状で植わっているエノキ等の樹木や道路建設等の盛土により当時の地形が失われていることから、これらの取扱いを考慮したうえで、表出する遺構と地下に埋蔵されている遺構・遺物を確実に保存します。

I - 3 地区

株式会社東京電力パワーグリッドが管理・所有する送変電線鉄塔建設箇所です。1973（昭和48）年の第1次調査により、貝層及び地下の遺構・遺物ともに消滅していると考えられます。鉄塔自体は山野貝塚の縄文時代の景観復元において不要なものとなるため、今後見込まれる建替え時の史跡外への移転を含めて、所有者と継続的に協議を進めていきます。併せて、メンテナンス時にも史跡への影響を与えない工法で進めてもらえるよう協議していきます。

I - 4 地区

史跡を東西に貫く市道3002号線と北西-南東方向に3条、北東-南西方向に1条の赤道です。利用者が多いため、当面は現状のまま保存を図りますが、整備に伴い、用途廃止や所管替えも検討します。

II 地区

史跡の北東及び南西に隣接する箇所になります。北東側は、東側の貝層の大部分と盛土遺構が検出された北東側緩斜面であり、史跡にとって重要な箇所になります。一方、南西側は、保護すべき範囲南西端部の貝層範囲外になります。市道3002号線の北側については太陽光パネルが設置され、設置工事の際に少量の縄文土器が出土しています。市道3002号線より南側は、分譲地の共有の道路とされた区画で、隣接地の調査において縄文時代後期の遺物が発見されています。ともに遺構の広がりが見込まれる部分です。所有者に追加指定への同意を求め、同意をいただいた後は公有地化し、積極的に保存を推進します。指定した後の取扱はI地区に準じます。



第 35 図 山野貝塚地区区分図

Ⅲ 地区

保護すべき範囲外ではありますが、周知の埋蔵文化財包蔵地にあたります。北東側斜面と南側斜面にあたり、盛土遺構のつながりや水場遺構の存在など当該期に特徴的な遺構が検出される可能性もあり、Ⅰ・Ⅱ地区と一体的にとらえられる可能性もあります。周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うとともに、確認調査等により遺構の展開を探っていく必要があります。

第3節 方法

1. 地区区分ごとの具体的な保存（保存管理）の手法

表5、6のとおり、現状変更許可区分及び地区区分ごとに現状変更の取扱、発掘調査の具体的な方法を定めます。

2. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

Ⅰ－1、2、3地区は指定地内であり、原則として、史跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更は認めません。

Ⅱ地区は、保護すべき範囲に含まれますが、追加指定までは文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱となります。追加指定後は市道北側がⅠ－1、南側がⅠ－2地区と同様の取扱となります。

Ⅲ地区は、現状は史跡指定地外であり、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱となります。しかし、史跡指定地に隣接しており、斜面という特徴的な地形であることから、今後一体化した保護が必要とされます。そのため、所有者に対して遺跡の保護について、理解と協力を求めています。

3. 史跡等指定地外の保存管理に資する要素の保存・管理の具体的手法

それぞれ、所有者をはじめとして各管理者により保存管理されています。周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づき適切に取扱い保存を図ります。指定文化財については、袖ヶ浦市郷土博物館管理以外の指定文化財には、現在「袖ヶ浦市文化財保存整備事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付し、各所有者が維持管理を行っています。今後も、有形文化財を保存するために必要な保険等については、補助金を交付し、指定文化財の保存を図ります。

4. 追加指定

Ⅱ地区については、保護すべき範囲に含まれており、山野貝塚保護のために、所有者に指定への同意を求めます。また、Ⅲ地区についても、史跡指定地及び保護すべき範囲に隣接していることから、今後の確認調査や地形を考慮し、追加指定を検討します。

5. 公有地化

令和元年度より、史跡指定範囲であるⅠ－1、2地区の公有地化を進めています。現在史跡指定されている範囲については、所有者の協力を得ながら早急に公有地化

し、史跡を保護します。

Ⅱ地区については、追加指定後、所有者の協力を得ながら公有地化します。

6. 計画期間ごとの施策の内容

(1) 前期計画 2020(令和2)年度～2025(令和7)年度

史跡指定地の公有地化を進めます。未指定地については、土地所有者の状況に応じて、追加指定及び公有地化を進めます。

公有地化された範囲について、草刈等の日常管理を実施します。維持管理についてはボランティア組織を結成し、市民と協働で実施します。

(2) 後期計画 2026(令和8)年度～2031(令和13)年度

未指定地について、土地所有者の状況に応じて、追加指定及び公有地化を進めます。

また、史跡の日常管理を継続します。

表5 現状変更許可区分

許可の有無及び許可者	許可申請区分	内容	その他留意点
許可申請不要	緊急を要する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・き損、又は衰亡している場合に、現状に戻すための復旧工事 ・き損、又は衰亡している場合に、被害の拡大を防止するための応急措置 ・き損、又は衰亡し、その復旧が明らかに不可能である場合の除去措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り史跡への影響がないように配慮すること ・終了後、「史跡滅失、き損等の届出書」を提出すること(『特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条参照』)
	維持管理上必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の日常的な維持管理(樹木剪定、伐根を伴わない倒木除去、枝はらい、下草刈りなど) ・既存施設や工作物の維持管理行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記行為については、史跡の土地自体に影響のないものとする
袖ヶ浦市教育委員会	史跡への影響が軽微な行為	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増改築 ・工作物の設置もしくは改修(改修については設置から50年経過していないものに限る) ・土地の形状の変更を伴わない道路等の修繕 ・文化財保護法第125条第1項に規定する史跡の管理に必要な施設の設置又は改修 ・既存埋設物の改修(既存の掘削範囲内で行う場合) ・建築物等の除却(設置から50年経過していないものに限る) ・伐根を伴わない樹木の伐採 ・史跡の保存のため必要な試験材料の採取 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状変更を計画する場合、早めに協議を持ち、調整すること ・『特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則』に基づく申請書を提出すること
文化庁長官	現状変更の許可が必要な行為	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状変更を計画する場合、早めに協議を持ち、調整すること ・『特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則』に基づく申請書を提出すること

表6 地区区分ごとの現状変更取扱基準（第35図参照）

史跡指定/未指定	史跡指定				史跡未指定 周知の埋蔵文化財包蔵地 (今後指定を目指す保護すべき範囲)	史跡未指定 周知の埋蔵文化財包蔵地	
地区区分	I-1地区	I-2地区	I-3地区	I-4地区	II地区	III地区	
地区の内容	・馬蹄形に展開する貝層の高まりと窪地の高低差が明瞭に視認できる範囲 ・貝層範囲外に展開する遺構も確認される	・馬蹄形に展開する貝塚の南端部 ・貝層範囲外に展開する遺構も確認される	・東側貝層から北東側緩斜面部で斜面部では盛土遺構検出 ・昭和48年に発掘調査が実施され、調査箇所 の遺跡は消滅	・貝層の高まりや窪地部分に縦横に走る道路	・東側については、東貝層から北東側緩斜面の盛土遺構が検出された遺跡の重要な範囲 ・西側については、遺物が散布していることより、遺構が展開する可能性がある	・北東側斜面はII地区と一体化した範囲と捉えられる	
現況	・畑・原野 ・大部分の畑について近隣の酪農家が大型機械で耕作。 ・北端部の1筆に農業用コンテナ設置	・山林・畑・原野 ・西端部は分譲地として細分され、一部に工作物の残骸が認められる ・中央部に農耕用の小屋が2棟設置 ・東側半分の山林は袖ヶ浦市森林整備計画区の民有林で、簡易道路設置に伴う盛土が形成される	・送変電線鉄塔	・市道3002号線(ガス管理設) ・赤道	○東側 ・大部分は畑 ・北端部は宅地 ○西側 ・太陽光パネル ・分譲地の共有地 ・荒蕪地	・北東側緩斜面は大部分が畑で、一部が宅地となる ・南側斜面は斜面林となっており、袖ヶ浦市森林整備計画区の民有林となる ・南側斜面が残土埋立され、斜面のみが自然地形として残される	
保存管理・現状変更の取扱方針	・原則として、史跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更を認めない ・史跡の本質的価値ではない史跡の保護に不要な工作物等の撤去は認める ・遺構・遺物を確実に保存する ・遺跡の価値を積極的に周知する		・今後見込まれる建替え時に史跡外への移転を含めて、所有者と継続的に協議する ・メンテナンス時に史跡への影響が極力少ない工法で進められるよう協議する	・基本的に現状のままの取扱とするが、整備に伴い、道路利用者の状況を踏まえ、用途廃止や所管替えを検討する	・史跡指定と公有地化を進める ・史跡指定されるまでは文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として扱おうが、所有者に遺跡の保護について理解と協力を求め、可能な限り現状のまま保存する	・文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として扱おう	
現状変更取扱基準	建築物	・既存建築物の改修・撤去は史跡の調査研究・保存活用に資するものに限り認める。掘削が伴う場合は、既存の掘削範囲内に収まる場合のみ認める ・保存活用に関わる建築物の建て替えについては認める			・所有者に遺跡の保護について理解と協力を求める。指定後は市道北側がI-1、南側がI-2地区と同様の取扱とする	・所有者に遺跡の保護について理解と協力を求める	
	工作物	・工作物の新設及び既存工作物の改修・撤去は史跡の調査研究・保存活用に資するものに限り認める。掘削が伴う場合は、既存の掘削範囲内に収まる場合のみ認める			・所有者に遺跡の保護について理解と協力を求める。指定後は市道北側がI-1、南側がI-2地区と同様の取扱とする ・太陽光パネルについては、耐用年数経過後あるいはそれ以前に史跡指定の同意を求め、指定後公有地化し、撤去する	・所有者に遺跡の保護について理解と協力を求める	
	道路	・道路の新設等は認めない		・既存道路の改修・撤去は、既存の掘削範囲内に収まる場合のみ認める ・保存活用に関わる道路の改修については認める		・所有者に遺跡の保護について理解と協力を求める	
	地形	・改変は認めない。ただし、史跡の調査研究・保存活用に資するものに限り認める				・所有者に遺跡の保護について理解と協力を求める。指定後は、市道北側がI-1、南側がI-2地区と同様の取扱とする	・所有者に遺跡の保護について理解と協力を求める
	耕作	・史跡に影響を与える深耕は認めない				・所有者に遺跡の保護について理解と協力を求める。指定後は市道北側がI-1、南側がI-2地区と同様の取扱とする	・所有者に遺跡の保護について理解と協力を求める
	樹木管理	・史跡の調査研究・保存活用に資するものに限り植栽を認める ・遺構等に悪影響がある樹木については伐採を認める ・袖ヶ浦市森林整備計画区の民有林については、担当部署と協議の上、遺構等に悪影響がある樹木については伐採届を提出した上での伐採を認める ・伐根は遺構等に影響を与えない場合のみ認める				・所有者に遺跡の保護について理解と協力を求める。指定後は、市道北側がI-1、南側がI-2地区と同様の取扱とする	・所有者に遺跡の保護について理解と協力を求める
	発掘調査	・調査研究・保存活用に資するものに限り認める				・所有者に遺跡の保護について理解と協力を求める	・所有者に遺跡の保護について理解と協力を求める

第 6 章 活用

第 1 節 現状・課題

1. 現状

これまで、袖ヶ浦市では生涯学習課及び郷土博物館において山野貝塚現地やその出土品等を活用した教育普及活動を以下のとおり実施しました（表 7）。

表 7 これまでの活用事例

内容	詳細
シンポジウム 講演会	山野貝塚の研究成果を市民に周知。縄文研究者による最前線の情報等を提供（生涯学習課）
現地説明会	郷土博物館を起点とし、山野貝塚やその周辺の文化財をめぐり、解説（生涯学習課）
講座	山野貝塚が所在する地区で説明会を開催（生涯学習課）
	公民館等講座、諸団体の依頼により講師を派遣（生涯学習課・郷土博物館）
	公開講座「袖ヶ浦学」で考古学分野の講座を実施（郷土博物館）
出土品展示	博物館常設展示山野貝塚コーナーにおける常設展示（郷土博物館）
	市役所ロビー・図書館展示スペース・公民館まつりにおいて出土品、パネル等展示 - 期間限定（生涯学習課）
パンフレット	2016（平成 28）年度に山野貝塚を周知するためのパンフレットを刊行、配布（2018（平成 30）年度）一部改訂（生涯学習課）
ワークショップ	ミュージアムフェスティバル内で、貝輪づくり・火起こし・アンギン編みなど縄文体験を実施（郷土博物館）
	期間限定イベント内で火起こし・弓矢体験・復元竪穴住居宿泊体験（郷土博物館）
	博物館友の会土器づくりの会による土器づくり、一般向け土器づくり体験の実施（郷土博物館）
学校教育における 活用	市内全校小学校6学年の歴史学習で土器のハンズオンを組み込んだ学習・希望により現地史跡見学・事前学習のための出前授業（郷土博物館）
	小学校に竪穴住居を復元（郷土博物館）
	希望により学校図書室に出土品展示を実施（郷土博物館）
人材育成	中学校の職場体験の受入（郷土博物館）
	博物館実習生の受入（郷土博物館）
	教職員研修等受入（郷土博物館）
	市民学芸員活動支援（郷土博物館）

2. 課題

- 現地での多様な活用を可能とするために、史跡指定地の公有地化や整備を行っていく必要があります。
- 山野貝塚の内容把握や今後の整備のための情報を得るとともに、周辺環境の復元のために、発掘調査等を実施する必要があります。
- 山野貝塚史跡指定地のみならず、周辺の文化財や施設と一体化した活用を図っていく必要があります。
- 山野貝塚までの交通経路を整備する必要があります（第33図参照）。
- 教育面での活用は比較的多く実施していますが、観光を含めた現代のニーズと史跡を結びつけた活用を検討していく必要があります。

第2節 方向性

山野貝塚や地域の文化財を、多くの市民とともに守り伝え、山野貝塚や周辺の文化財で得られた情報や空間を活用します。

○山野貝塚とその時代を探る

山野貝塚の内容把握や周辺の環境復元のために、発掘調査や科学的分析を実施し、その成果を現地説明会や講演会、ホームページなどで公開し活用します。

○縄文時代を感じる

縄文時代の風景を今に伝える史跡としての価値を守り、後世に継承する空間として史跡整備を実施し活用します。

○史跡と人、人と人がつながる

山野貝塚と周辺文化財等との一体化した活用を実施し、山野貝塚や市内の文化財が有する価値や情報を共有し、ともに学びあうことで、山野貝塚周辺を「史跡と人」「人と人」がつながる拠点とします。

○山野貝塚を現代に活かす

価値観が多様化し、変化が著しい現代社会において、現代のニーズを的確に捉え、山野貝塚が有する情報を現代社会の課題解決等に活用します。

第3節 方法

1. 教育面での活用

(1) 学校教育における活用

現状で実施している校外学習などの活用方法に加え、各教育のステージに合わせた教育プログラムを研究し、提示します。

山野貝塚と周辺文化財をつなぎ一体化した活用を進め、出土品に触れたり、縄文人の知恵を知る体験活動を実施します。

(2) 生涯学習における活用

史跡の資源や情報を生涯学習において活用します。そのために必要な具体的な活用方法について検討します。

2. 地域におけるまちづくり、観光資源としての活用

山野貝塚を中心として、周辺文化財や市内施設をむすび、まちづくりや観光資源として活用します。そのために必要な情報収集や調査研究、環境整備を実施します。また、現代における課題（例えば、防災、健康等）に対して、山野貝塚をはじめとする文化財が有する情報の有効性を研究し、講座等で公開します（表8）。

3. 活用案の具体例（表9）

○調査研究活動の実施と活用

- ・ 史跡内での継続的な発掘調査と既存資料の調査研究の実施（発掘体験・ワークショップの実施）
- ・ 史跡を取り巻く縄文時代の自然環境の復元に必要な調査
- ・ 史跡周辺における市内文化財の調査研究
- ・ 県内外貝塚等史跡所在自治体との交流・イベントの実施（貝塚サミット等）
- ・ 各種分野の研究者との連携

○山野貝塚・市内文化財の周知

- ・ 市内文化財や国史跡としての希少性をPR
- ・ 市民向けパンフレットやホームページの活用
- ・ 周知のためのイベント開催

○広域的活用の実施

- ・ 郷土博物館や周辺文化財、神社仏閣と一体化した、歴史を体感できる広域的整備に基づく活用
例）散策ルートの設定、標柱の設置、文化財マップの作成

表8 山野貝塚を現代に活かす関係表

現代の課題	防災	健康	労働	農業	インフラ整備 (上下水道・ごみ 処理・公園・市街 地整備)	環境
山野貝塚 (遺跡) の情報	遺跡の立地 災害の痕跡	人骨から得ら れる情報 食の多様性・ 季節性	狩猟 漁撈 採集	土器圧痕 花粉分析 植物利用	ムラの構造 長期継続の 拠点集落	地理的特性を活 かした資源利用 海岸線の変遷 道具の再利用
活用案	現地見学 展示 講演	展示 講演 ウォーキング コース	自然体験 展示 講演	土器圧痕調査 展示 講演	展示 講演 史跡整備	自然体験 展示 講演

現代の課題	コミュニティ	広域連携	子育て	墓地	教育	文化・芸術
山野貝塚 (遺跡) の情報	地域に根差した 文化財の価値 縄文社会	他地域との交 流を示す出土 品	通過儀礼を 示す痕跡 (手足形土 製品・抜歯 等)	縄文時代の 死生観 墓の立地・ 構造	歴史的価値	歴史的価値 縄文社会 縄文の造形美
活用案	展示 講演 市民協働による 史跡整備・維持 管理	展示 講演(他市町 村や機関との 連携)	展示 講演 公園	展示 講演	展示 講演 現地見学 自然体験 発掘体験 土器圧痕調査	展示 講演 製作体験

4. 計画期間ごとの施策の内容

(1) 前期計画 2020(令和2)年度～2025(令和7)年度

学校教育及び生涯学習における活用を継続して実施します。

史跡の内容を把握するための発掘調査や土器圧痕調査等の関連調査を実施し、その成果を現地説明会及び郷土博物館における展示、講演会等で公開します。

史跡を活用した新たなイベントや史跡を有する他市町村との連携による活用を検討し、実施します。

公有地化した部分については、案内板等を設置し、早急に公開します。

ボランティアによる史跡のガイドを開始します。

(2) 後期計画 2026(令和8)年度～2031(令和13)年度

これまでの活用内容を継続するとともに、新たな活用メニューを検討し、実施します。

必要に応じて、発掘調査を実施し、調査成果を整備や活用に反映します。

表9 活用案の具体例

区分	活用内容	
山野貝塚	【調査・研究】	・発掘調査・既存資料の研究
	【教育普及活動】	・各種講演会・講座の実施 ・現地見学会 ・発掘体験 ・縄文ワークショップ(土器・土偶づくり、アングン編み、釣針・石器づくり・土器圧痕調査) ・史跡を活用した新規イベントの開催 ・縄文時代の史跡を有する他自治体との連携
郷土博物館	【展示】	・博物館での展示 ・社会教育施設での展示 ・学校での展示 ・その他施設での展示
	【周知方法】	・パンフレットの作成、配布 ・ホームページ・SNSでの情報発信 ・各種マスコミとの連携
周辺文化財	埋蔵文化財	伊丹山遺跡・角山遺跡・飯富遺跡・真里場古墳群・飯富馬場遺跡・真里場貝塚・宮ノ越貝塚 ・案内板設置・見学会
	国指定無形民俗文化財	・見学会 ・講座・体験の開催 ・技術の伝承活動
	上総掘りの技術	・上総掘りの道具(システム) ・水にまつわる学習
	市指定文化財旧進藤家住宅・飽富神社及び東照宮・飯富寺(十一面千手観音菩薩立像)・お細塚古墳・神納神楽ばやし	・年中行事の見学 ・見学会 ・昔のくらしや知恵体験
周辺施設	袖ヶ浦公園	・各種イベントでの周知活動
	ゆりの里	・農畜産物の販売 ・観光資源の商品化 ・各種イベントでの周知活動
	袖ヶ浦健康づくり支援センター(ガウランド)	・各種イベントでの周知活動
	市内の学校	・校外学習をはじめとする学習の場の提供
	市内の公民館・図書館	・講座開催 ・施設内で展示 ・広報活動
自然	史跡周辺の谷筋と当時の海岸線	・縄文人の生活体験学習等
	盤洲干潟	・自然観察会 ・海苔すき体験 ・水産物のブランド化 ・ガイドブックの刊行 *連携団体(金田漁業協同組合・盤洲干潟を守る会)

第7章 整備

第1節 現状・課題

整備は、史跡の適切な保存と効果的な活用を行い、史跡を後世に確実に継承していくために実施するものです。整備の内容は、保存のための整備と活用のための整備に大きく分けられます。

1. 現状

良好な保存状況を示す山野貝塚ですが、現在史跡指定地の大部分が公有地化されていないため、保存のための整備は実施されていません。

一方、活用のための整備として、来訪者に史跡の内容を周知するために、史跡指定地内と史跡指定地外に案内板をそれぞれ1基設置しました。また、史跡へのルートを示す誘導サインを4箇所設置し、史跡来訪者の利用に供しています。

2. 課題

史跡指定から間もないため、現状では整備がほとんど実施されていない中で、次のような課題が挙げられます。

- 整備の前提となる史跡の現況及び内容の把握が不足しており、遺跡の内容把握のための調査が必要となります。
- 史跡を適切に保存し、将来へ確実に継承するための整備が必要となります。
- 史跡の本質的価値や保存する意義を周知するための整備が必要となります。
- 史跡利用者の用に供するために、駐車場やトイレなどの便益施設の整備が必要となります。
- 史跡と史跡周辺の文化財、施設との一体化した活用を実現させるための整備が必要となります。

第2節 方向性

史跡を確実に保存した上で、史跡の活用が図られるための整備を実施し、将来にわたって保存・活用が推進される整備を目指します。

整備を実施する範囲は、現在の史跡指定範囲より広域に及んでおり、今後の追加指定及び公有地化の進展により進められていくものになります。そのため、整備の完了までは長期間が必要となり、整備を長期にわたり段階的に実施していくものとします。

また、山野貝塚のみならず、周辺文化財等と一体化して活用していくために、動線整備を行うとともに統一した案内板や誘導サインを設置します。

なお、これらの整備については、今後策定予定の整備基本計画の中で具体的な内容を明確化していきます。

第3節 方法

1. 史跡を保存するための整備

史跡の現状を把握するためのレーダー探査や発掘調査を実施し、その調査成果に

基づき、盛土保存等により史跡を確実に保存します。保存整備後の維持管理は恒久的に継続していくことになるため、維持管理が持続可能となる整備方法について検討します。

○史跡を確実に保存するための整備

- ・盛土等による遺構の保存
- ・遺構に影響を与える樹木の伐採等の整理

○持続可能な維持管理を可能とする整備の検討

2. 史跡を活用するための整備

市民や史跡来訪者に史跡の本質的価値に対する理解を深めてもらうために、検出された遺構の表示や復元、説明板の設置等の整備を実施します。また、現状では郷土博物館が山野貝塚の出土品の展示や情報発信等、山野貝塚のガイドンス機能を有していることから、郷土博物館における山野貝塚を理解してもらうための活動を充実させます。

さらに、周辺文化財等との一体化した活用を行うために、統一した説明板や誘導サイン等を設置し、アクセス道路の整備について関係部署と調整を図ります。

また、史跡来訪者の用に供するための駐車場やトイレなどの便益施設の整備や史跡隣接地における史跡の管理施設やガイドンス施設の設置を検討します。

○地形復元・遺構表示

- ・貝層の高まりと中央窪地の一体化した地形復元
- ・貝層範囲、住居、土坑等の遺構検出位置を現地に表示
- ・既存調査範囲を利用した遺構断面表示の検討
- ・遺構表現にAR（拡張現実：現在の風景に復元建物等をCGで表現）、VR（仮想現実：風景全てをCGで作成）のデジタルコンテンツの利用も検討

○自然環境復元

- ・縄文人と自然の関わりを示す植栽を整備
- ・現生する有用植物を整備に利用

○多目的スペースの設置

・調査により遺跡が残っていないことが判明した史跡指定範囲内または史跡隣接地に各種体験や行事を行うことができるスペースを設置

○案内板、誘導サインの設置

- ・内容がわかりやすく、統一感のある案内板、誘導サインを作成、設置
- ・公共交通機関、インターチェンジ等への設置場所の検討（第33・34図参照）

○郷土博物館における展示等の充実

- ・発掘調査成果等に伴う常設展の更新
- ・パンフレット等による山野貝塚の情報発信

○便益施設の設置

- ・史跡指定範囲外に駐車場、トイレ、休憩場所等の便益施設の設置を検討
- ・将来的には倉庫等の管理施設やガイドンス施設を史跡隣接地に設置も検討

○散策ルートの整備（第33・34図参照）

- ・既存道路の整備
- ・新規散策路ルート（郷土博物館と山野貝塚を最短距離で結ぶルート等）の検討
- ・統一された案内板、誘導サインの設置
- ・郷土博物館でのレンタサイクル設置の検討

○アクセス道路の整備

- ・大型車両の進入を含め、山野貝塚へのアクセスの改善を検討

3. 計画期間ごとの施策の内容

(1) 前期計画 2020（令和2）年度～2025（令和7）年度

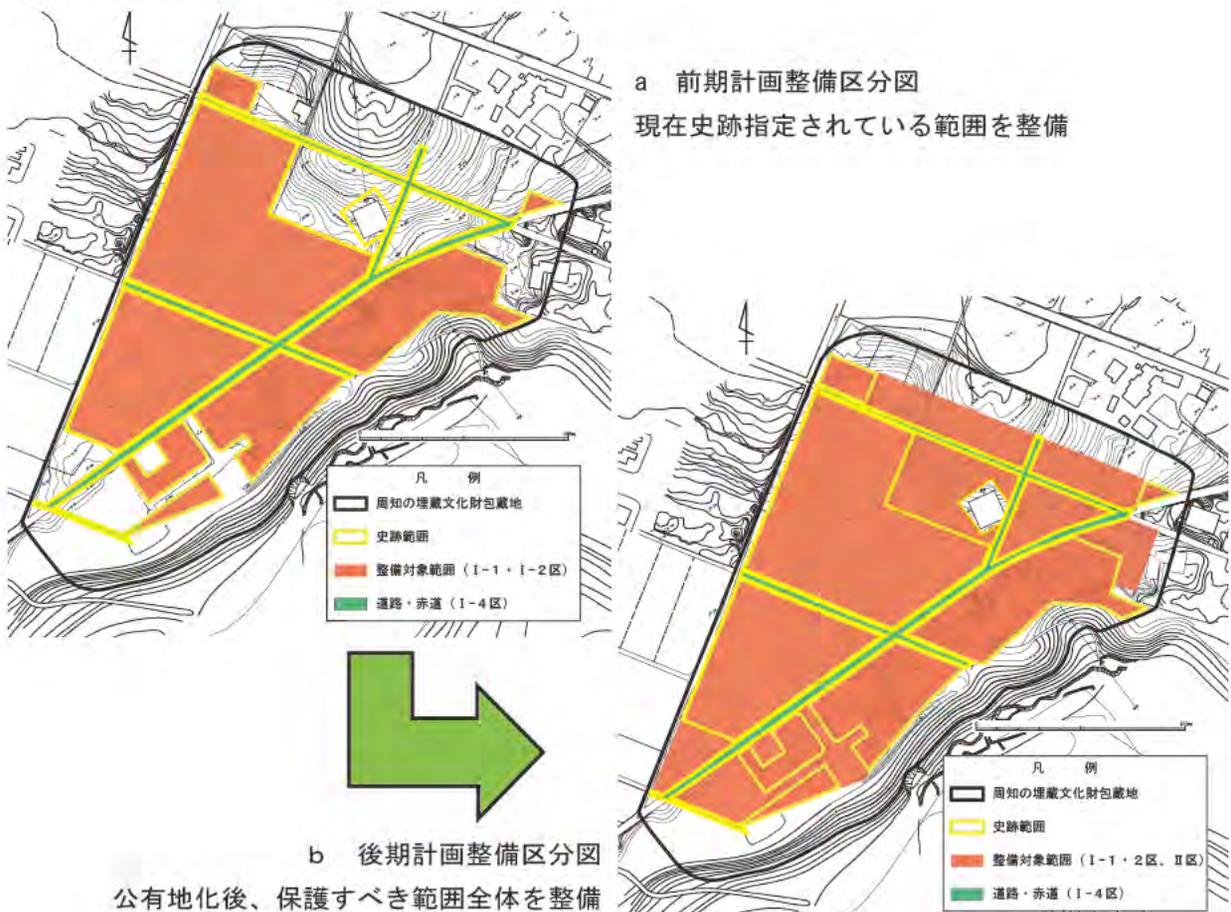
整備基本計画（史跡等とそれを取り巻く諸条件の詳細な分析に基づき、整備の内容及びその実現の方法、課題等について詳しく示したもの）、基本設計（整備基本計画に基づき、造形成状等の概要を設計図面に表したもの）、実施設計（基本設計に基づき、詳細な設計図及び仕様書としてまとめたもの）を策定し、公有地化が済んだ範囲の整備を進めるとともに、便益施設の設置を検討します（第36図a）。

郷土博物館におけるレンタサイクル設置の検討やアクセス道路について関係部署と調整し、山野貝塚周辺施設等の一体化した整備を進めます。

(2) 後期計画 2026（令和8）年度～2031（令和13）年度

史跡の追加指定、公有地化の進捗に応じて整備を進めます（第36図b）。

史跡へのアクセスの改善等により、東京湾の対岸地域を含めた、山野貝塚と周辺施設等との一体化した整備を推進します。



第8章 運営体制の整備

第1節 現状・課題

1. 現状

現在、史跡の土地自体は所有者が管理し、史跡としては管理団体である袖ヶ浦市が管理しています。

2. 課題

- 史跡の管理・運営はこれから恒久的に行われていくものであることから、管理団体に指定されている袖ヶ浦市の文化財行政を継続性のある組織としていく必要があります。
- 庁内関係部署に山野貝塚の重要性や保護する意義を周知し、山野貝塚の保護に向けた連携を強化する必要があります。
- 公有地化後、史跡のガイドや維持管理等について、他機関との連携や市民協働による運営体制を検討する必要があります。

第2節 方向性

生涯学習課と郷土博物館、さらには庁内各部署との連携を強化するとともに、国・県・他市町村の指導・助言・連携により、行政による史跡の保護体制の充実を図ります。

また、遺跡が地域に根差した共有財産ということからも、行政のみならず、市民や関係機関とともに史跡の管理運営を行い、史跡を地域にとってかけがえのない重要な資源として、将来にわたって維持管理していく体制を整えます。

第3節 方法

1. 運営体制の整備

(1) 文化財行政の充実

文化財に対する深い知識を有し、かつ発掘調査等の専門技術にも長けた人材を育成し、史跡の継続的な管理、運営体制の整備に努めます。

(2) 国・県からの指導・助言及び他市町村との情報交換の充実

国・県からの技術的、財政的支援を受け計画を推進するとともに、史跡となった貝塚を有する自治体を中心とする他市町村と連携を図ります。

(3) 庁内連携の強化

庁内で史跡の周知を行い、史跡の管理、運営について庁内の連携を強化します。

(4) 市民等と協働による管理運営体制の整備

市民によるボランティア組織を立ち上げ、継続的な養成講座等により活動の充実を図り、草刈り等の日常管理や史跡ガイドを行います。そして、将来的には市民協

働や関係機関との連携による運営体制の構築を目指します。

2. 計画期間ごとの施策の内容

(1) 前期計画 2020(令和2)年度～2025(令和7)年度

庁内連携を強化するとともに、ボランティア組織を結成し、市民協働による運営を開始します。

(2) 後期計画 2026(令和8)年度～2031(令和13)年度

ボランティア組織の活動を充実させ、市民協働による史跡の運営体制の確立を推進します。

第9章 施策の実施計画と経過観察

第1節 計画期間ごとの実施すべき施策

第5～8章において、前期及び後期計画における保存、活用、整備、運営体制の施策の内容を示しましたが、ここではその施策の内容を総括します（表10）。

1. 前期計画 2020（令和2）年度～2025（令和7）年度

現在史跡指定されている箇所については公有地化を進めるとともに、未指定地の追加指定及び公有地化を推進し、史跡を確実に保存します。公有地化した箇所については、2020（令和2）年度にボランティア組織を結成し、史跡の維持管理及び史跡ガイドを開始するとともに、案内板等を設置し、早急に公開します。また、2020（令和2）年度以降、発掘調査等を実施し、その成果を公開します。整備については、2021（令和3）～2023（令和5）年度に整備基本計画、基本設計、実施設計を策定し、公有地化が済んだ範囲を整備するとともに、便益施設やアクセス道路等の整備について検討し、山野貝塚周辺施設等との一体化した整備を進めます。

2. 後期計画 2026（令和8）年度～2031（令和13）年度

未指定地については、引き続き追加指定と公有地化を進め、史跡を確実に保存します。活用については、これまでの活用内容を継続するとともに新たな活用メニューを検討し、実施します。整備については、史跡の追加指定及び公有地化の進捗に応じて進めていきます。さらに史跡へのアクセス改善等により、東京湾の対岸を含めた山野貝塚周辺との一体化した整備を推進します。これらの施策については、ボランティア組織の活動を充実させ、市民協働による運営体制を確立し、推進します。

第2節 経過観察

本計画は、史跡山野貝塚の適切な保存と効果的な活用を継続して実施するために策定するものです。

そのため、本計画に示した事業内容の進捗や問題点を適宜確認するための経過観察を実施する必要があります。また、社会情勢や史跡周辺環境の変化により、計画内容の改善を図る必要性も生じる可能性があります。

前期計画及び後期計画実施後に本計画の見直しを実施し、必要に応じて改訂案を提示します。

1. 点検・検証すべき内容

計画策定後の調査成果や研究の進展及び史跡周辺環境、社会情勢等の変化により、本計画に示した史跡の本質的価値や史跡の保存、活用、整備及び運営体制の方向性が適切な内容であるかを点検・検証します。

2. 点検・検証結果の反映

点検・検証した結果を以後の保存活用に反映し、必要に応じて本計画の見直しを図ります。

表 10 山野貝塚保存活用の実施計画

内容	年度	2019年 (令和元年)度	2020年 (令和2)年度	2021年 (令和3)年度	2022年 (令和4)年度	2023年 (令和5)年度	2024年 (令和6)年度	2025年 (令和7)年度	2026年 (令和8)年度	2027年 (令和9)年度	2028年 (令和10)年度	2029年 (令和11)年度	2030年 (令和12)年度	2031年 (令和13)年度	2032年 (令和14)年度
		前期計画		前期計画		前期計画		前期計画		後期計画		後期計画		後期計画	
袖ヶ浦市総合計画		第1期実施計画		第2期実施計画		第3期実施計画		第4期実施計画		第5期実施計画		第6期実施計画		第7期実施計画	
保存活用計画	策定														
	追加指定														
保存	公有地化														
	維持管理														
活用	調査研究 (発掘調査・関連調査)														
	講演・展示 見学会等														
	史跡を活用した 新たなイベントの 検討・実施														
	計画策定														
整備	地形復元 遺構表示等 検討														
	案内板等設置														
	便益施設 設置検討														
	散策ルート 整備検討														
	アクセス道路 関係部署 調整														
	郷土博物館 常設展示 更新														
運営体制	工事														
	ボランティア 組織														
運営体制	ボランティア 組織														
	ボランティア 組織との 関係強化														

引用・参考文献

○山野貝塚に関する文献

- 1 横山將三郎 1931「上総國小櫃川流域に於ける石器時代遺跡に就いて」『史跡名勝天然紀念物』第6集第1号 千葉県 14～29頁
- 2 野村幸希他 1973『袖ヶ浦町山野貝塚』（財）千葉県土地公社
- 3 大場磐雄 1977『大場磐雄著作集第八巻 楽石雑筆（下）』雄山閣出版
- 4 山田常雄 1985「第3章 縄文時代」『袖ヶ浦町史』通史編上巻 袖ヶ浦町史編さん委員会 111～148頁
- 5 山本哲也 1989「君津地方の土偶」『君津都市文化財センター研究紀要』Ⅲ（財）君津都市文化財センター 1～17頁
- 6 上守秀明 1993『袖ヶ浦市山野貝塚発掘調査報告書』千葉県文化財保護協会
- 7 山田常雄 1999「18 山野貝塚」『袖ヶ浦市史 資料編 1 原始・古代・中世』 57～60頁
- 8 上守秀明 2000「山野貝塚」『千葉県の歴史 資料編考古1』（財）千葉県史料研究財団 786～789頁
- 9 光江 章・井上 賢 2004「ハワードA. マッコード（Howard A. MacCord）資料」『千葉県の歴史 資料編 考古4』（財）千葉県史料研究財団 1284～1319頁
- 10 水嶋崇一郎他 2006「縄文時代人骨データベース 3）千葉県の遺跡（堀之内、加曾利、曾谷など）」『東京大学総合研究博物館標本資料報告』第61号 東京大学総合研究博物館
- 11 酒詰治男編 2008「酒詰治男 調査・日録 第1集」『東京大学総合研究博物館標本資料報告 第72号』
- 12 小澤清男 2011「千葉県の独鈷石・独鈷石形土製品（3）—追加報告ならびに形態分類と編年的予察—」『貝塚博物館紀要』第38号 千葉県立加曾利貝塚博物館 63～115頁
- 13 上守秀明 2011「袖ヶ浦市山野貝塚について—千葉県貝塚研究におけるその位置づけ—」『袖ヶ浦市史研究』15 袖ヶ浦市郷土博物館 7～41頁
- 14 西原崇浩 2011「山野貝塚（角山遺跡第2次調査・伊丹山遺跡第2次調査）」『平成22年度袖ヶ浦市内遺跡発掘調査報告書』袖ヶ浦市教育委員会
- 15 桐村久美子 2012「第5章 山野貝塚第3次調査」『平成23年度袖ヶ浦市内遺跡発掘調査報告書』袖ヶ浦市教育委員会
- 16 田中大介 2013「第5章 山野貝塚第4次調査」『平成24年度袖ヶ浦市内遺跡発掘調査報告書』袖ヶ浦市教育委員会
- 17 田中大介 2013「第7章 山野貝塚第5次調査」『平成24年度袖ヶ浦市内遺跡発掘調査報告書』袖ヶ浦市教育委員会
- 18 田中大介 2014「第6章 山野貝塚第6次調査」『平成25年度袖ヶ浦市内遺跡発掘調査報告書』袖ヶ浦市教育委員会

- 19 田中大介 2014「第4章 山野貝塚第7次調査」『平成26年度袖ヶ浦市内遺跡発掘調査報告書』袖ヶ浦市教育委員会
- 20 田中大介編 2016『山野貝塚総括報告書』袖ヶ浦市教育委員会
- 21 袖ヶ浦市教育委員会 2016『山野貝塚パンフレット』（2018年に改訂版刊行）
- 22 袖ヶ浦市郷土博物館 2018『平成29年度特別展 山野貝塚のヒミツを探る 展示解説書』
- 23 袖ヶ浦市教育委員会 2018『山野貝塚国史跡指定記念シンポジウム 山野貝塚から縄文時代の貝塚を探る 資料集』
- 24 袖ヶ浦市教育委員会 2019『山野貝塚講演会 山野貝塚から縄文時代のムラと社会を探る』
- 25 袖ヶ浦市教育委員会 2019『山野貝塚国史跡指定記念シンポジウム 山野貝塚から縄文時代の貝塚を探る 記録集』

○縄文時代の海岸線復元に関する文献

- 26 吉村光敏 1985「第一編 土地のすがたとそのなりたち」『袖ヶ浦町史』通史編上巻 袖ヶ浦町史編さん委員会 3～48頁
- 27 小林清隆 1998『木更津市水深遺跡』（財）千葉県文化財センター
- 28 鈴木良征他 2001『木更津市四宝塚遺跡』（財）千葉県文化財センター
- 29 高梨友子 2001『木更津市四房遺跡』（財）千葉県文化財センター
- 30 竹内順一 2004『松山遺跡』（財）君津都市文化財センター
- 31 田中大介（編）2015『水神下遺跡発掘調査報告書』袖ヶ浦市教育委員会
- 32 田中大介 2017『水神下遺跡』袖ヶ浦市教育委員会
- 33（財）日本地図センター発行『迅速測図原図復刻版』762（4班13号1測版）
- 34（財）日本地図センター発行『迅速測図原図復刻版』763（4班13号3測版）

○東京湾岸における縄文時代後期の遺跡分布図作成に関する文献

・地形復元に関する文献

- 35 小杉正人 1989「完新世における東京湾の海岸線の変遷」『地理学評論 Ser. A』日本地理学会 359～374頁
- 36 貝塚爽平編 1993『東京湾の地形・地質と水』築地書館
- 37（財）千葉県史料研究財団 1996『千葉県の自然誌 本編1 千葉県の自然』
- 38 工藤孝浩 1997「魚類」『東京湾の生物誌』築地書館 115～142頁

- 39 袖ヶ浦市史編さん委員会 1999『袖ヶ浦市史 自然・民俗編』
- 40 (財) 千葉県史料研究財団 2000『千葉県の歴史 資料編 考古1』
- 41 さいたま市立博物館 2006『第18回企画展 さいたまの縄文時代～まずは後晩期から～』
- 42 品川区立品川歴史館 2007『日本考古学は品川から始まった—大森貝塚と東京の貝塚—』
- 43 (財) かながわ考古学財団 2010『掘り進められた神奈川の遺跡』
- 44 神奈川県教育委員会他 2015『平成27年度かながわの遺跡展・巡回展 縄文の海 縄文の森』
- ・遺跡分布に関する文献
- 45 金子浩昌他 1958『館山鉦切洞窟の考古学的調査』早稲田大学考古学研究室
- 46 金子浩昌他 1964『富士見台(犬吠)貝塚』千葉県教育委員会他
- 47 祇園貝塚調査団 1970『千葉県文化財調査抄報第4集 祇園貝塚発掘調査概報』千葉県教育委員会
- 48 小宮 孟 1979「魚類および貝類遺体」『千葉東南部ニュータウン7—木戸作貝塚(第2次)—』(財) 千葉県文化財センター 372～456頁
- 49 石田広美 1980『君津広域水道用水供給事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 角山遺跡 深城遺跡 飯富遺跡 苗見作遺跡』君津広域水道企業団
- 50 金子浩昌・牛沢百合子 1980『貝塚出土の動物遺体』貝塚博物館研究資料3 千葉市加曽利貝塚博物館
- 51 金子浩昌・忍沢成視 1986『骨角器の研究 縄文篇Ⅱ』慶友社
- 52 實川 理他 1988『花山遺跡』(財) 君津都市文化財センター
- 53 野口行雄 1988『蓮華寺遺跡』(財) 君津都市文化財センター
- 54 稲葉昭智 1990『千葉県木更津市市内遺跡群発掘調査報告書—伊豆山貝塚・宮脇遺跡—』
- 55 能城秀喜 1990「袖ヶ浦町宮ノ越貝塚について」『千葉文華』25 千葉県文化財保護協会 1～29頁
- 56 西原崇浩 1994『嘉登遺跡・大竹古墳群』(財) 君津都市文化財センター
- 57 松本 勝 1994『蓮華寺遺跡Ⅱ』(財) 君津都市文化財センター
- 58 稲葉昭智 1995『大竹遺跡群Ⅳ—向神納里遺跡・上南原遺跡・狐谷遺跡・大竹古墳群—』(財) 君津都市文化財センター
- 59 安藤道由 1995『台木A遺跡』(財) 君津都市文化財センター
- 60 山形美智子 1997『千葉県木更津市蓮華寺遺跡Ⅲ』(財) 君津都市文化財センター
- 61 加納 実 1998『木更津市峰ノ台貝塚発掘調査報告書』(財) 千葉県文化財センター
- 62 樋泉岳二・西野雅人 1999「千葉市矢作貝塚の動物依存体分析」『研究紀要』19 (財) 千葉県文化財センター 82～123頁
- 63 樋泉岳二・西野雅人 1999「縄文後期の都川・村田川流域貝塚群」『研究紀要』19 (財) 千葉県文化財センター 151～171頁
- 64 井上 賢 2000「永井作貝塚」『千葉県の歴史 資料編 考古1』(財) 千葉県史料研究財団 794～795頁
- 65 上守秀明他 2000「伊豆山台遺跡」『木更津市文化財集報』4 木更津市教育委員会
- 66 能城秀喜 2000「祇園貝塚」『千葉県の歴史 資料編 考古1』(財) 千葉県史料研究財団 790～793頁
- 67 梅本洋平 2002「宮ノ越貝塚の表面採集資料について」『袖ヶ浦市史研究』10 袖ヶ浦市郷土博物館 100～112頁
- 68 西野雅人 2004「(1) 貝塚」『千葉県の歴史 資料編 考古4』(財) 千葉県史料研究財団 190～209頁
- 69 吉野健一他 2006『東関東自動車道(木更津・富津線)埋蔵文化財調査報告書7 君津市三直貝塚』(財) 千葉県教育振興財団文化財センター
- 70 忍澤成視他 2007『市原市西広貝塚Ⅲ』市原市教育委員会
- 71 西野雅人 2007『千葉東南部ニュータウン37—千葉市六通貝塚—』
- 72 小倉和重他 2010「井野長割遺跡総括報告書」『平成21年度佐倉市埋蔵文化財発掘調査報告書 井野長割遺跡—第73次調査報告書・総括報告書—』佐倉市教育委員会
- 74 西原崇浩・田中大介 2009『嘉登遺跡(2)』袖ヶ浦市教育委員会
- 75 高田 博 2010『木更津市土器崎遺跡』(財) 千葉県教育振興財団文化財センター
- 76 安井健一 2010『首都圏中央連絡自動車道埋蔵文化財報告書 袖ヶ浦市上宮田台遺跡2(旧石器・縄文時代)』(財) 千葉県教育振興財団文化財センター
- 77 樋泉岳二 2013「動物資源利用からみた縄文後期における東京湾東岸の地域社会」『動物考古学』30 動物考古学会 3～17頁
- 78 村田六郎太 2013『加曽利貝塚』同成社
- 79 山田貴久 2013『千葉県袖ヶ浦市角山遺跡』(公財) 千葉県教育振興財団文化財センター
- 80 樋泉岳二 2014「貝類・魚類遺体」『大膳野南貝塚 第Ⅲ分冊—本文編—』千葉市教育振興財団他 953～1020頁
- その他の文献
- 81 袖ヶ浦市植物相調査団編 1999『そでがうらの植物—緑の再発見』袖ヶ浦市環境経済部環境保全課

1 用語集

ここでは本計画書に記載されている考古学及び埋蔵文化財に関する専門用語について解説します。

1 遺跡

過去の人々の活動痕跡を示す遺構（地面を掘削した構築物等の不動産）と遺物（土器などの動産）の総称。貝塚や古墳のように地表に表出しているものの他、地下に埋蔵されているものもあり「埋蔵文化財」とも呼ばれます。現在把握されている埋蔵文化財は「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼ばれ、そこで掘削を伴う開発を行う場合は、文化財保護法により届出を行う必要があります。

2 史跡

文化財保護法で規定された文化財の1つの種類である記念物の内、貝塚、古墳、都城などの遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いものについて文部科学大臣が指定するものです。その中でもとくに重要なものは「特別史跡」となります。史跡に指定されると史跡の現状変更を行う場合は許可制となり、保護が図られます。

3 縄文時代

最新の自然科学的年代測定によると、今から約16,000年前から2,500年前にかけて、日本列島に展開された狩猟採集を主な生業とし、土器の出現から稲作の開始までの時代に相当します。

土器型式（土器の形や文様等を基にした分類で、時間の物差しや地域のまとまりを表す）に基づき、「草創期」「早期」「前期」「中期」「後期」「晩期」の6時期に大別されます。

山野貝塚は、中期末葉加曾利EIV式期から土器が出土するようになり、後期前葉堀之内式期に最盛期を迎え、晩期中葉前浦式期まで集落が営まれたと考えられます。

4 貝塚

遺構の種類の一つで、主に過去の間人が食べた貝を廃棄したまとまりの総称。台地上の遺跡では溶けてなくなってしまう動物の骨などの自然遺物が残され、過去の人々の食生活などをよりよく知ることができます。遺構等に廃棄されたそれぞれの貝のまとまりについては「貝層」と呼びます。

5 竪穴住居跡

地面を掘りくぼめて平らな床面をつくり、その上に屋根をかけた構造を有する建物。縄文時代の竪穴住居跡は、床面に柱穴、炉などが見られます。

6 柄鏡形住居跡

平面形が円形の竪穴に溝状の張出部が取り付けられた住居跡で、その床面の形が柄の付いた鏡に似ていることから、そう呼ばれています。柄のような張出部は出入口と考えられています。この形の住居が作られた時期は縄文時代中期末葉から後期前葉までの間に限られ、関東地方と中部地方に多く分布します。

7 土坑・ピット

地面を掘りくぼめた穴の総称。一般的に大形のものを土坑、小形のものをピットと呼んでいます。土坑の用途として、食物を蓄える貯蔵用の穴やお墓などがあります。

8 土製品

粘土を素材としてつくられた道具で、代表的なものとしてお祭りに利用されたと考えられる土偶や装飾品として利用された耳飾みみかざりがあります。漁網の重りとして利用されたと考えられる土器片どきへんすいという、土器片を二次利用した道具もあります。

9 石器・石製品

石を素材とし、加工や使用による人為的な痕跡が認められる道具で、剥片石器はくへん（石を打ち欠いた破片を素材として加工した石器）と礫石器れき（礫をそのまま利用して加工、使用した石器）があります。前者は、狩猟に利用された石鏃せきぞく、動物の解体に利用された石匙いしさじ、土堀具と考えられる打製石斧だせいせきふ、木の伐採、加工に利用されたと考えられる磨製石斧ませいせきふなどがあります。後者は、植物を加工した磨石すりいし、石皿いしざら、モノを研いだ砥石といしなどがあります。

また、実用品ではなく、お祭りに利用されたと考えられる、石棒せきぼう、石剣せっけん、独鈷石どっこいしなどもあります。

10 骨角歯牙製品

動物の骨や角、牙を素材として利用した道具です。ヤスや銚先もりさきなど刺突具の他、耳飾やかんざし、腰飾りなどの装飾品など、多くの製品が見られます。

11 縄文海進

今から1万年以上前の最終氷期以降の地球規模の気候の温暖化に伴い、北半球に発達していた氷河が溶け、海水面が上昇した現象を指します。約7,000年前頃になると、現在に比べて海面が2～3メートル高くなり、日本列島の各地で海水が陸地奥深くへ浸入し、複雑な海岸線をもつ入江が形成されました。その後の海水面が低下に伴い、入江に干潟が形成され、貝塚が多く作られるようになり、海産資源の利用が活発化していきます。

12 発掘調査

周知の埋蔵文化財包蔵地において、地面を掘削し、遺跡の内容を把握するために実施する調査。行政が埋蔵文化財保護のために行う発掘調査として、保存目的調査と記録保存調査があります。

保存目的調査は、重要と思われる遺跡の現状保存を目的として、遺跡の内容や範囲を把握するために行います。

一方、記録保存調査は、開発事業に伴い現状保存が不可能な埋蔵文化財の記録を作成するために行います。

発掘調査の方法として、遺跡の内容や広がりを確認するための「確認調査」と確認調査に伴い遺構、遺物が発見され、現状保存が不可能な際に実施される「本調査」があります。

2 袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画策定委員会設置要綱

平成30年10月5日

(設置)

第1条 袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚の適切な保存管理及び活用に関する計画を策定するため、袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、袖ヶ浦市国指定史跡山野貝塚の保存活用計画の策定に関して調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、史跡等に学識経験を有する者等のうちから袖ヶ浦市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、袖ヶ浦市教育委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月5日から施行する。

3 関係法令

文化財保護法（抜粋）

発令：昭和25年5月30日法律第214号

最終改正：平成30年6月8日号外法律第42号

改正内容：平成30年6月8日号外法律第42号〔平成31年4月1日〕

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁（りょう）、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三條第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九條、第十條、第十二條、第二十二條、第三十一條第一項第四号、第五十三條第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚か、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、

当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることが

できる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（略）

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百一十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣

に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるることができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第九十九条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第九十九条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百三十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百四十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百五十五条 第一百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の

規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響

を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第

百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。（現状変更等の許可の特例）

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第二百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収）

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

（保存のための調査）

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（登録記念物）

第三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第二百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百三十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第二百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する」。

この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

(登録記念物保存活用計画の認定)

第百三十三条の二 登録記念物の管理団体（前条において準用する第百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。）又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画（以下「登録記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該登録記念物の名称及び所在地
 - 二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更の届出の特例)

第百三十三条の三 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定（次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項第二十四号において同じ。）を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百三十三条において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状

変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(準用)

第百三十三条の四 登録記念物保存活用計画については、第六十七条の三及び第六十七条の五から第六十七条の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七条の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第百三十三条の二第四項及び第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の二第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、第六十七条の六第一項中「第六十七条の二第四項各号」とあるのは「第百三十三条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

文化財保護法施行令（抜粋）

発令 昭和50年9月9日政令第267号

最終改正 平成31年3月30日号外政令第129号

改正内容 平成31年1月30日政令第18号〔平成31年4月1日〕

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規

定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県であ

る史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号又は掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五条第一項（法第二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に

繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
 フ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたもの)にあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等
 二 法第三百十條(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第三百十一條の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからフまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五條第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
 8 文化庁長官は、第四項第一号フの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

発令：昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号

最終改正：平成31年3月29日号外文部科学省令第7号

改正内容：平成31年3月29日号外文部科学省令第7号〔平成31年4月1日〕

〔昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号〕

〔この規則は、昭和四三年六月一五日法律第九九号(行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律)附則五項により、文部省令としての効力を有する〕

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十條〔現行=一二五條=平成一六年五月法律六一号により改正〕の規定を実施するため、同法第十五條〔昭和四三年六月法律九九号により削除〕第

一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(許可の申請)

第一條 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百二十五條第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四條第一項第二号及び第八十四條の二第一項(法第八十四條第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三條第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三條の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六條第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。))である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三條第一項において同じ。)が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二條 前條の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等を行うとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合

は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
 - 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和二九年六月二九日文化財保護委員会規則第八号〕

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三九年六月二七日文化財保護委員会規則第三号〕

この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年一月二六日文部省令第三一〇号抄〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五三年九月一二日文部省令第三四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一二年三月八日文部省令第八号〕

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則〔平成一七年三月二八日文部科学省令第一一〇号〕

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則〔平成二七年一月二二日文部科学省令第三六号〕

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成三一年三月二九日文部科学省令第七号〕

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

袖ヶ浦市
国指定史跡山野貝塚保存活用計画書

発行日 2020年3月31日

編集・発行 袖ヶ浦市教育委員会

〒299-0292

袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

電話 0438-62-2111

印刷 株式会社 正文社

〒260-0001

千葉市中央区都町1-10-6

電話 043-233-2235